

香川県文化芸術振興計画

[令和5年度～令和9年度]

香 川 県

まちに暮らしに文化芸術があふれ、みんながきらめく香川をつくる



香川県は、瀬戸内の温暖な気候と美しい自然、また、古より海上交通の大動脈として栄えてきた瀬戸内海に面するという恵まれた風土の中で、暮らしに根付いた民具や民俗芸能、特色ある現代建築、パブリックアートなど、個性的で魅力あふれる貴重な文化資源が、県内各地に数多く存在しています。そして、今や香川県の文化資源を代表する「瀬戸内国際芸術祭」は、瀬戸内の島々人と、現代アートが見事に融合し、その魅力は世界から注目されています。

文化芸術には、世代を超えて感動や喜び、やすらぎを与え、豊かな感性を養い、創造性を高めるとともに、人と人の心のつながりや相互に理解し尊重し合う環境を育み、心豊かで多様性と包摂性や活力のある社会を形成するなど、様々な力があります。そして、近年、文化芸術を、観光やまちづくり、国際交流、産業など他分野に生かし、文化芸術が有する本質的な価値とともに社会的・経済的価値を向上させ、相互に好循環させていくことが重要になっています。

そうした中、新型コロナウイルス感染症の出現は、文化芸術活動を一時的に妨げただけでなく、少子高齢化の進展による地域の伝統文化の担い手不足など、次世代に継承していく上での課題を如実にした一方で、先に述べた文化芸術の本質的な力を世界中の人々に改めて認識させることになりました。

このような状況を踏まえ、令和5年度からの第4期「香川県文化芸術振興計画」を策定いたしました。今計画では、「まちに暮らしに文化芸術(アート)があふれ、みんながきらめく香川をつくる」を目標に掲げ、県民の皆様一人ひとりが身近にある文化芸術資源の価値を認識し、それらを次世代に継承していけるよう、「アート県かがわの魅力」を高め、生かし、未来につながることを施策の方向性とししました。

この計画に沿って、文化芸術の振興に資する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の皆様と連携・協働しながら目標に向かって取り組むことで、すべての県民の皆様が生涯のあらゆる段階で活躍し、人生の豊かさと幸せを実感しながら安心して暮らすことができる「人生100年時代のフロンティア県」の実現を目指してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、県議会、県文化芸術振興審議会をはじめ、多くの方々から貴重な御意見、御提言をいただきましたことに、心からお礼申し上げます。

令和5年3月

香川県知事 池田豊人

目 次

第1章 基本事項	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
第2章 文化芸術を取り巻く主な情勢	
1 文化芸術を取り巻く主な社会情勢	2
2 国の主な動き	3
第3章 現状と課題	
1 第3期計画の検証	6
2 今後の課題	10
第4章 基本方針	
1 目標と施策の方向性	13
2 基本的な方針	14
3 施策体系	15
4 基本的な施策	16
第5章 推進体制と計画の検証	
1 推進体制	27
2 計画の検証	28
◆ 参考資料	29

第1章 基本事項

1 計画策定の趣旨

本県は、平成19年12月に、「文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成20年を文化芸術振興元年と位置付け、以来、5年ごとに、文化芸術の振興の目標や基本的な方針、文化芸術の振興のために重点的に実施する事業などを明らかにした「香川県文化芸術振興計画」（以下「計画」という。）を策定しています。

これまでの第3期の計画では、「文化芸術を担う人材の育成」、「文化芸術を育む環境の整備」、「文化芸術による地域づくり」の3つの基本的な方針のもと、さまざまな事業に取り組んできました。

この間、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、文化芸術行政を取り巻く諸情勢に大きな変化が生じており、将来を見据えた施策の方向性を見いだすため、令和5年度からの新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

条例第20条第1項の規定により、計画は原則として5年ごとに定めるものとされていることから、第3期の計画（平成30年度～令和4年度）に続く令和5年度から5年間の計画を策定するものであり、同条第2項により、計画では、文化芸術の振興の目標、基本的な方針及び重点的に実施する事業のほか、文化芸術の振興のために必要な事項を定めます。

また、計画は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2に規定される「地方文化芸術推進基本計画」となるものです。

なお、計画には、県の事業だけでなく、文化芸術施策の推進において県と緊密な関係にある公益財団法人置県百年記念香川県文化芸術振興財団（以下「置県財団」という。）の事業も含めます。

3 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

第2章 文化芸術を取り巻く主な情勢

1 文化芸術を取り巻く主な社会情勢

(1) 人口減少・少子高齢化の進行に伴う文化芸術の担い手不足や地域活力の低下

本県人口は平成11年の約103万人をピークに、以後令和3年の約94万人まで、22年連続で減少しており、「かがわ人口ビジョン」（令和2年3月改定版）において、令和42年に約77万人を維持することが目標として掲げられています。

若者流出による人口減少やそれに伴う高齢化は、地域の伝統文化の継承者など文化芸術の担い手不足や地域コミュニティの衰退などをもたらしており、地域活力の低下が懸念されています。また、長い時間をかけて地域や暮らしの中に定着してきた慣習や道具など、衣食住に深く関わる文化（以下「地域固有の暮らしの文化」という。）さえも失われていくおそれがあります。

(2) 新型コロナウイルス感染症による文化芸術分野への影響

令和2年初頭から新型コロナウイルス感染症が全国的に流行し、文化芸術活動の自粛やイベント開催制限等により、文化芸術分野は大きな影響を受けました。

文化芸術活動の場や機会が減少し、多くの文化芸術団体が運営面で大きな影響を受けたほか、文化施設は臨時休館を余儀なくされ、開館に際しては徹底したコロナ対策やオンライン配信への対応など、施設運営の見直しを求められました。文化芸術活動の中でも、地域の民俗芸能などについては開催中止による影響が大きく、次世代へ継承する機会が失われ、伝統が途切れてしまうことが危惧されています。また、子どもの文化芸術活動についても、学校への文化芸術団体の出張公演の自粛等により、文化芸術に触れる機会が減少するなどの影響が生じました。

さまざまな制限が緩和されてきている中、公演や展覧会などを会場で直接鑑賞する良さが再認識される一方で、デジタル化の進展などによる表現・鑑賞方法の多様化により、これまでの多くの来場者によって成り立っていた文化芸術活動のあり方が、今後変化していくことが予想されます。

(3) ローカル化、グローバル化

コロナ禍において新しい生活様式が浸透し、テレワークや副業といった就業形態の多様化などにより、地方への移住や二拠点生活（デュアルライフ）が広がりつつある中、地域の文化資源を活用した文化芸術の地産地消的なアプローチの必要性が高まっています。

また、国際化の進展やクールジャパン戦略により、外国人観光客（インバウンド）が増加傾向にありましたが、コロナ禍で人的・物的交流が停滞しました。

(4) SDGs達成に向けた取組みの推進

平成27年9月、国連サミットにおいて採択された、令和12年までに達成すべき国際社会全体の開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、文化が持続可能な社会の実現に貢献することが明記されています。

SDGsの理念や目標は、本県が「せとうち田園都市の確かな創造」をめざし取り組む各施策と方向性を同じくするものです。計画における取組みのうち、「文化芸術を担う人づくり」は、『4 質

の「高い教育をみんなに」の理念と、「文化芸術を育む環境づくり」及び「文化芸術による地域づくり」は、『11 住み続けられるまちづくりを』の理念と、また、県民や企業、地域の団体、各市町など、多様な主体とともに取り組むことは、『17 パートナーシップで目標を達成しよう』の理念と方向性が同じです。



(5) デジタル化の進展

近年、AI、IoTなどの新たなデジタル技術は、情報通信技術の高度化やネットワークの整備効果により大きく進展しています。また、今後、デジタル技術と大量に流通するデータを活用したサービスが、地域の課題解決、さらには新たな価値の創造につながり、生活にも大きな変化がもたらされることが期待されています。

これら技術の進展は、文化芸術の振興においても、人々の文化芸術へのアクセス方法のみならず、メディア芸術に代表されるような文化芸術の表現方法や、文化芸術活動のあり方などに影響を及ぼしてきています。

2 国の主な動き

(1) 「文化芸術振興基本法」の改正

平成29年6月に「文化芸術振興基本法」が一部改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲内に取り込むとともに、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術のさらなる継承、発展及び創造に活用することの重要性が明らかにされ、法律の名称が「文化芸術基本法」に改められました。

(2) 「文化芸術推進基本計画」の策定

「文化芸術基本法」に基づき、国において、それまでの「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代わり、平成30年3月に、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、「文化芸術立国」の実現をめざした「文化芸術推進基本計画(第1期)」が新たに策定され、中長期的な文化芸術施策のめざすべき姿や今後5年間の基本的方向性などが示されました。

また、地方公共団体は、国の「文化芸術推進基本計画」を参酌し、地方の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」を定めるよう努めるものとされました。

<p>中長期的な視点からの4つの目標</p> <p>（今後の文化芸術政策の目指すべき姿）</p>	<p>目標1：文化芸術の創造・発展・継承と教育 文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。</p> <p>目標2：創造的で活力ある社会 文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。</p> <p>目標3：心豊かで多様性のある社会 あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。</p> <p>目標4：地域の文化芸術を推進するプラットフォーム 地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。</p>
<p>6つの戦略</p> <p>（今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性）</p>	<p>戦略1：文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実</p> <p>戦略2：文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現</p> <p>戦略3：国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献</p> <p>戦略4：多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成</p> <p>戦略5：多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成</p> <p>戦略6：地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成</p>

(3) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

平成30年6月に、「障害者基本法」及び「文化芸術基本法」の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

この法律に基づき、平成31年3月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、障害者の鑑賞・創造・発表・交流の機会の確保や、芸術上価値が高い作品などの評価などや販売に係る支援など、基本的方針や総合的かつ計画的に実施すべき施策などが示されました。

また、地方公共団体は、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないこととされました。

本県では、令和3年3月に「第6期かがわ障害者プラン」を策定しました。

(4) 「文化財保護法」の改正

急速な少子高齢化・過疎化による、豊かな伝統や文化の消滅、担い手不足による文化財の散逸・消滅の危機に瀕している中、文化財の適切な保存と活用、さらにはそれを育んできた地域を持続可能な形で維持していくため、社会全体で支えていく「地域総がかり」の体制を構築することをめざし、平成31年4月に「文化財保護法」が一部改正されました。これにより、都道府県の教育委員会は、文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができることとされました。

また、令和3年度には、無形文化財及び無形の民俗文化財の国登録制度が新設され、地方公共団体においても文化財の登録制度を設けることができることになりました。

本県では、令和2年12月に「香川県文化財保存活用大綱」を策定しました。

(5) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」の施行

令和2年5月に、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とした「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（「文化観光推進法」）が施行されました。

今後、地域における文化観光を推進するため、文化資源の保存及び活用を行う博物館・美術館・社寺・城郭などの設置者や自治体が、観光協会や旅行会社等の観光関連事業者と連携して文化観光推進法に基づく計画を策定し、文化資源の魅力増進、観光旅客の文化に対する理解促進、移動などの利便増進、広報の事業などに取り組んでいくことが期待されています。

(6) 「博物館法」の改正

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、「博物館法」が令和4年4月に改正されました。

改正により、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追加されるとともに、他の博物館と連携することや、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動により地域活力の向上に取り組むよう努めるものとされました。

また、博物館登録制度が見直され、法人類型に関わらず登録できるなど設置者要件が改められました。

第3章 現状と課題

第4期計画の策定に当たっては、第3期計画を検証するとともに、第2章の社会情勢や国の動向などを踏まえながら、本県の文化芸術の振興における現状と課題を整理し、第4期の施策に反映します。

1 第3期計画の検証

第3期における取組みの成果などについて、第3期計画の指標の進捗状況などから検証しました。

(1) 第3期計画の指標の進捗状況・評価

第3期計画では4項目の指標を設定しており、A評価が1、B評価が1、D評価が2となりました。全体としては、成果が十分に現れてないものや息の長い取組みを要するものなどもありますが、文化芸術の振興に向けて一定の成果をあげることができたと考えられます。

なお、指標の中には、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響が見られるものもあり、その影響が最小限となるよう感染拡大防止と文化芸術活動の維持・回復の両立を進めていく必要があります。

進捗率の 計算方法	指標1	指標2～4
	$\frac{\text{「実績値(R4年度)」}}{\text{「目標値(R4年度)」}} \times 100\%$	$\frac{\text{「実績値(R4年度)」} - \text{「現状値(H29年度)」}}{\text{「目標値(R4年度)」} - \text{「現状値(H29年度)」}} \times 100\%$
評 価	A (おおむね順調に推移)	進捗率が 80%以上
	B (一定程度に進展)	// 40%以上 80%未満
	C (少しは進展した)	// 0%超 40%未満
	D (進展していない)	// 0%以下

指標項目	目標値 (R4)	現状値 (H29)	調査年度の実績値					進捗率	評価
			H30	R元	R2	R3	R4		
指標1 かがわ文化芸術祭の参加団体数の累計(団体)	500	85	100 (100)	196 (96)	<u>273</u> (77)	<u>336</u> (63)	<u>435</u> (99)	87.0%	A
指標2 文化芸術を鑑賞している県民の割合(%)	73.0	68.7	66.5 <H29>	65.1 <H30>	60.0 <R元>	<u>39.9</u> <R2>	<u>48.7</u> <R3>	0%以下	D
指標3 文化芸術活動を行っている県民の割合(%)	44.0	40.2	29.3 <H29>	25.6 <H30>	23.8 <R元>	<u>12.6</u> <R2>	<u>19.4</u> <R3>	0%以下	D
指標4 文化芸術の活用により、住民がふるさとに誇りを持ち、元気な地域の創造につながっていると考える県民の割合(%)	43.0	41.8 (H30)	41.8	48.1	<u>42.4</u>	<u>43.9</u>	<u>42.6</u>	66.7%	B

・指標2～4は県政モニターアンケートによる。

(毎年度、満15歳以上の県民の方を公募し、地域、年齢、性別等により400名を上限に選考。毎年度上半期にインターネットまたは郵送で実施。令和4年度は、モニター数318名、回答者数279名(回答率87.7%))

・指標1の()は、調査年度の参加団体数、指標2・3の< >は、調査対象年度を示す。

・下線部は、コロナ禍における結果を示す。

- ・ 指標1の文化芸術活動団体等の「かがわ文化芸術祭」の参加数は、コロナ禍前はおおむね順調に推移し、コロナ禍における活動自粛による公演の中止・延期などの影響で令和2年度、令和3年度はコロナ禍前より減少しましたが、制限の緩和などにより令和4年度は増加し、累計でA評価となっています。
- ・ 指標2の文化芸術を鑑賞している県民の割合、指標3の文化芸術活動を行っている県民の割合は、いずれも、コロナ禍におけるイベント開催制限などの影響を受けて、令和2年度、令和3年度の状況がコロナ禍前に比べて大きく落ち込み、D評価となっています。
- ・ 指標4の文化芸術の活用が元気な地域の創造につながっていると考える県民の割合は、令和元年度が最も高く、令和2年度以降は目標値前後で増減しています。令和4年度に目標値を下回ったため、B評価となっています。

(2) 「文化芸術の振興」の重要度と満足度

① 県政世論調査結果

県政世論調査（満18歳以上の県民3,000人に対して令和4年5月12日～6月2日に調査を実施。有効回収数1,606（有効回収率53.5%））により、『「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画』の施策(26分野)の重要度・満足度（いずれも5段階）を調査。

○施策（分野）「文化芸術による地域の活性化」に対する回答

5段階評価

	5段階評価の平均値	順位	全26分野の 評価平均値
重要度	3.7	24	4.01
満足度	3.3	2	3.14

回答項目ごとの比率（%）

重要度	とても重要である	15.2
	まあ重要である	38.8
	どちらともいえない	34.1
	あまり重要でない	4.2
	全く重要でない	0.9
	無回答	6.8
満足度	とても満足している	3.7
	まあ満足している	21.9
	どちらともいえない	60.4
	やや不満である	2.7
	とても不満である	0.7
	無回答	10.6

② 県政モニターアンケート調査結果

県政モニターアンケート（満15歳以上の県民318名に対して令和4年6月1日～6月14日に調査を実施。回答者数279（回答率87.7%））により、文化芸術への関わり方や重要度を調査。

回答項目（%）		コロナ禍においては どう考えるか	コロナ後の社会 においては どう考えるか
重要度	とても重要である	26.5	35.8
	まあ重要である	39.8	43.0
	どちらともいえない	26.5	17.6
	あまり重要でない	5.4	3.2
	全く重要でない	1.8	0.4
	無回答	0	0

i 重要度

「文化芸術の振興」の重要度は、「とても/まあ重要である」の割合について、県政世論調査では54.0%、県政モニターアンケートでは66.3%となっており、いずれの調査においても、「重要である」との回答が過半数となっています。

また、県政モニターアンケートにおいて「コロナ禍においてはどう考えるか」「コロナ後の社会においてはどう考えるか」のそれぞれの回答を求めたところ、コロナ禍においては「とても/まあ重要である」の割合が66.3%に対し、コロナ後における回答は78.8%に増加しており、特に「とても重要である」の割合が増加しています。

ii 満足度

「文化芸術の振興」の満足度は、県政世論調査では「どちらともいえない」の割合が最も多いものの、5段階評価の平均値で比較すると、県政全体の施策のなかでの満足度は2位となっています。

(3) 県政モニターアンケート調査結果のポイント（多い回答）

○コロナ後の社会における「文化芸術の振興」について、地域の文化的な環境を充実させるために必要なこと（3つまで選択）

- ・子どもが文化芸術に親しむ機会の充実 … 45.5%
- ・公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実 … 33.6%
- ・ホール・劇場、美術館・博物館などの文化施設の充実 … 33.6%

○子どもが文化芸術により親しみやすくするために重要なこと（あてはまるものをすべて選択）

- ・ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会の充実 … 68.8%
- ・学校や幼稚園、保育所（園）などにおける公演や展示などの鑑賞体験の充実 … 58.1%
- ・音楽祭や演劇祭など、地域での文化的行事の開催による、文化芸術に親しむきっかけの提供 … 56.6%

○香川県の文化芸術で連想するイメージ（5つまで選択）

- ・瀬戸内国際芸術祭 … 86.0%
- ・猪熊弦一郎現代美術館やイサム・ノグチ庭園美術館など特色ある美術館 … 61.3%

- ・地中美術館や家プロジェクトなどが点在し、海外での認知度も高い直島 … 52.0%
- ・個性的な美術館（建物）や香川県庁舎東館など有名建築家による建築物 … 41.9%
- ・現存する日本最古の芝居小屋金丸座、小豆島の肥土山農村歌舞伎や中山農村歌舞伎、高松市香川町東谷の祇園座、直島の直島女文楽などの農村歌舞伎・文楽 … 33.7%

○文化芸術に関する情報の入手媒体（あてはまるものをすべて選択）

- ・県や市町の広報誌 … 64.2%
- ・テレビ … 55.6%
- ・ポスターやチラシ、パンフレット … 49.8%
- ・新聞 … 47.3%
- ・雑誌、フリーペーパー … 45.2%
- ・インターネットのニュースや各種ホームページ … 40.5%
- ・SNS(Facebook、Twitter、Instagram、LINE など) … 34.8%

2 今後の課題

第3期計画に基づき、これまでの5年間にさまざまな施策に取り組んできたところですが、過去の成果を検証するとともに、文化芸術分野に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症をはじめとする社会情勢の変化や国の新たな方針なども踏まえ、第4期において必要な施策が展開できるよう、課題を整理しました。

(1) 人づくり

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスの出現により、芸術家や文化芸術団体等はさまざまな影響を受けています。国においてイベント開催制限などが緩和されてきているものの、文化芸術団体等の活動や個人の鑑賞意欲は、まだコロナ禍前にも戻っていません。 ・ 教育現場においても、コロナ禍で子どもたちが文化芸術に接する機会の減少や文化部活動の縮小が余儀なくされています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化芸術の裾野をコロナ禍前以上に広げるため、県民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援するとともに、県民が文化芸術に触れる機会の充実を図る必要があります。 ・ 文化芸術団体等の活動支援や発表の場の確保など、活動再開の支援やコロナ禍においても継続的に活動できる仕組みが必要です。 ・ 文化芸術や学術の分野で先導的な役割を果たし、地域の文化力向上に貢献している個人や団体などを顕彰する必要があります。 ・ 将来有望な若手芸術家を顕彰するとともに、優れた芸術家の育成や活動支援が必要です。 ・ 若手芸術家が活躍できる場や、優秀な作品を展示する機会の創出が必要です。 ・ 芸術家をめざす子どもたちが、早期の段階からレベルの高い指導が受けられるよう、プロの芸術家から直接、技術指導などを受けられる機会の確保が必要です。また、日頃の研鑽の成果を発表する機会を充実させる必要があります。 ・ 子どもや若者に対する文化芸術に関する教育や、創造性等を育むことが期待できる文化芸術活動をさらに進めるとともに、質・量両面において充実させていく必要があります。 ・ 地域固有の伝統文化や暮らしの文化を保護・継承していくため、将来を担う子どもたちが、家庭や学校、地域において、その存在や価値などを学ぶ機会の確保が必要です。 ・ コロナ禍の影響を乗り越えて、文化芸術教育を一層推進するため、学校と県立文化施設の連携の強化を図る必要があります。 ・ 県民が文化芸術を身近に感じられるよう、橋渡しを行う人材を充実させるとともに、文化芸術活動を側面から支援する人材を確保していく必要があります。 ・ 文化芸術の裾野をさらに広げるため、幅広いジャンルの文化芸術団体などのネットワークを整備する必要があります。

(2) 環境づくり

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来から地方は大都市圏と比べ、文化芸術に触れる機会が少なく、コロナ禍でその格差が広がっています。 ・ 文化芸術そのものの振興に加え、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などへの活用が期待されていますが、連携が十分できていません。 ・ 県立文化施設の老朽化が進んでいるほか、所蔵品の増加に伴い保管スペースが不足しています。 ・ コロナ禍で、文化芸術活動や鑑賞方法が制限された一方で、デジタル技術等の活用など、新しい情報発信、表現、鑑賞の方法、活動のあり方が見いだされています。 ・ 文化芸術による海外との交流が、コロナ禍で停滞しましたが、徐々に回復しつつあります。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民が優れた舞台芸術を鑑賞する機会を充実させる必要があります。 ・ 会場での鑑賞に加えて、オンラインやARなど、ICTやデジタル技術の活用による鑑賞・参加の機会を増やす工夫が必要です。 ・ 文化芸術団体などのデジタル技術等を活用した新たな取組みを支援する必要があります。 ・ 子ども、高齢者、障害者、経済的弱者等が容易に文化芸術に触れることができる機会をさらに充実させていく必要があります。 ・ 他分野との連携により、これまで文化芸術に関わりがなかった人々が文化芸術に触れる機会を充実させる必要があります。 ・ 教育現場における文化部活動の質を向上させるため、学校関係の組織・団体や多様な民間団体等が連携する必要があります。 ・ 各県立文化施設が担う役割や特色を押さえた上で、多くの県民に利用されるよう活用の仕方などについて検討する必要があります。また、検討の中で、博物館に求められる新たな役割として、文化観光拠点施設としての環境整備に取り組んでいく必要があります。 ・ 文化的・芸術的価値が高い美術作品等の収蔵に継続して取り組む必要があります。 ・ 老朽化が進む県立文化施設については、文化財や美術作品などの文化資源を適切に保存・管理するため、利用者のニーズや安全性を踏まえて、改修や改善を計画的に行う必要があります。また、所蔵品の保管スペースの確保について検討する必要があります。 ・ 県が所有する美術作品や歴史・民俗資料、映像などを適切に保存・管理し、活用するため、デジタル・アーカイブ化に取り組む必要があります。 ・ 他分野の人や若者にも文化芸術に関心を持ってもらえるよう、SNSなどを活用し、効果的に情報発信する必要があります。また、存在や価値がまだ認識されていない地域固有の文化資源の魅力などを情報発信していくため、情報収集などの仕組みが必要です。 ・ コロナ禍で一時的に停滞していた海外との人的・物的交流が、今後、再開していくことが予想されることから、「瀬戸内国際芸術祭」などの知名度を生かし、「アート県かがわ」の文化芸術の魅力をグローバルに情報発信する必要があります。

(3) 地域づくり

現 状	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動や地域の文化資源が、地域の活性化や地域間の交流促進、ブランドイメージ向上など、地域の抱える社会課題に貢献することが期待されています。 地域における人口減少や高齢化などにより、文化財をはじめとする文化資源の次世代への継承が困難となってきたほか、地域固有の暮らしの文化さえも失われていくおそれがあります。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 「瀬戸内国際芸術祭」は、地域の活性化に加え、人材の育成や文化芸術活動の裾野を広げることなどにも大きな役割を果たし、地域を再生していくことが期待されており、継続・発展させていく必要があります。 県立ミュージアムなど文化施設においては、多くの県民が来場するような魅力ある展覧会などを企画・開催していく必要があります。 県内外からの集客が図られるよう、地域の文化資源にスポットを当てた魅力的なイベントの開催が必要です。 新たな文化観光を推進していくため、拠点やプラットフォームづくりが必要です。 文化財や美術作品などの文化資源や地域固有の文化は、県民共有の財産であることから、一人でも多くの県民にその存在や価値を知ってもらい、保護・継承していくとともに、それらの文化資源の活用により、本県に親しみを持つ交流人口や関係人口を増やす取組みを推進する必要があります。 文化財を着実に継承できる環境整備や仕組みづくりに、体系的に取り組む必要があります。 地域の多様な文化資源を継承していくための次世代や、保護するための専門家の育成およびそれらを支える仕組みが必要です。 香川漆芸などの伝統工芸については、優れた技術や技法を継承していく必要があります。 伝統芸能や地域で受け継がれてきた祭りを地域活性化に活用していく必要があります。 四国遍路については、世界文化遺産登録へ向けて四国が一丸となって取り組んでおり、引き続き、顕著な普遍的価値の研究や構成資産の保護を進めるとともに、一層の機運の醸成を図る必要があります。また、「日本遺産」としてのさまざまな取組みを通じ、四国遍路の認知度をさらに高める必要があります。 地域固有の伝統文化や暮らしの文化を保護・継承していくため、将来を担う子どもや若者が、地域の人たちとともに、その存在や価値などを学ぶ機会の確保が必要です。 優れた文化資源の掘り起こしや価値の向上、地域固有の暮らしの文化の価値の再発見などを図る必要があります。 消滅するおそれがある文化資源について、県立ミュージアムや瀬戸内海歴史民俗資料館が、調査や記録による保存を行う必要があります。また、調査結果が広く活用されるよう、情報発信が必要です。

第4章 基本方針

1 目標と施策の方向性

第3章の検証と今後の課題を踏まえ、文化が持つ「人々の心を豊かにする力」、「地域社会を元気にする力」などにより、笑顔でいきいきと暮らせる香川の実現と持続をめざします。

すべての県民が将来にわたり自分たちの住むまちや暮らしに魅力を感じ、誇りを持ち続けるよう、また、その魅力が「香川で住んでみたい、訪れたい」につながるよう、本県が誇る優れた文化的・芸術的創造力を原動力にして、誰もが輝き、どこよりも魅力的で元気な香川を実現することを政策目標として掲げます。

(1) 目標

まちにくらしに^ア文化^ー芸術^トがあふれ、みんながきらめく香川をつくる

本県は、瀬戸内の気候や風土に応じながら、暮らしの中に根付いてきた民具や民俗芸能、特色ある現代建築、パブリックアートなどの貴重な文化資源が県内各地に数多く存在しています。また、瀬戸内の島々と人、現代アートが織りなす「瀬戸内国際芸術祭」など、多彩な文化芸術が身近にあります。

本県が誇る文化芸術の魅力を一層高めるため、すでにあるものを磨き上げ、新たな創出にも取り組むほか、観光部門等との連携などによる有効活用や、文化芸術活動のコロナ禍からの回復を確実なものとするとともに、さらなる振興に向けて取組みを進めます。

それらにより、地域や暮らしの中に文化芸術があふれ、みんなが笑顔でいきいきと暮らせる香川をつくることを目標とし、県民一人ひとりが文化芸術を楽しみ、「みんながきらめく香川」の実現をめざします。

(2) 施策の方向性

① 「アート県かがわの魅力」を高め、未来につなぐ

すべての県民が将来にわたり文化芸術活動や鑑賞の意欲を持ち続けるとともに、本県が有する多様な文化資源の魅力を高めていけるよう、今ある文化資源の質の向上や新たな文化資源の創出も図りながら、それらを将来へ継承していきます。

② 「アート県かがわの魅力」をいかす

地域やそこに暮らす県民が将来にわたり元気でいられるよう、地域や県民みずからが主体となって、本県の魅力ある文化資源を観光やまちづくりなどの多方面に生かしていくなど、文化芸術を通じて、国内外の人々との交流や地域の活性化を図ります。

2 基本的な方針

第4期計画においては、これまで検討してきた新たな視点も踏まえつつ、文化芸術の振興に取り組むべき視点は変わるものでないことから、第3期計画の基本的方針と同じ3つの観点「人づくり」「環境づくり」「地域づくり」に引き続き取り組みます。これらの基本的な方針は互いに密接に関連していることから、横断的に施策を進めます。

I 文化芸術を担う人づくり

県民の文化芸術活動の意欲を高め、文化芸術の裾野を広げるため、県民が行う文化芸術活動の支援や、文化芸術の将来を担う子どもや若者に対する文化芸術に関する教育をさらに充実させるとともに、県民が文化芸術を身近に感じ、文化芸術を地域づくりに生かしていくための橋渡し役やサポーターとなる人材の充実に努めます。

- (1) 県民による文化芸術活動の奨励
- (2) 子どもや若者が文化芸術に触れ創造性等を育む機会の充実
- (3) 県民と文化芸術の橋渡し役やサポーターの充実

II 文化芸術を育む環境づくり

一人でも多くの県民に本県の文化資源を届けることで、県民一人ひとりがさまざまな文化芸術に触れ、みずから参画し、親しむことができるようにするための基盤と環境を、関連する行政の他分野や市町、民間の文化芸術団体や企業等と連携しながら、整備していきます。あわせて、本県の有する文化芸術の魅力を効果的に発信するための環境づくりにも取り組みます。

- (1) 県民が文化芸術に親しむための基盤の整備
- (2) 県立文化施設の機能強化と活用
- (3) アート県ブランドの戦略的な情報発信

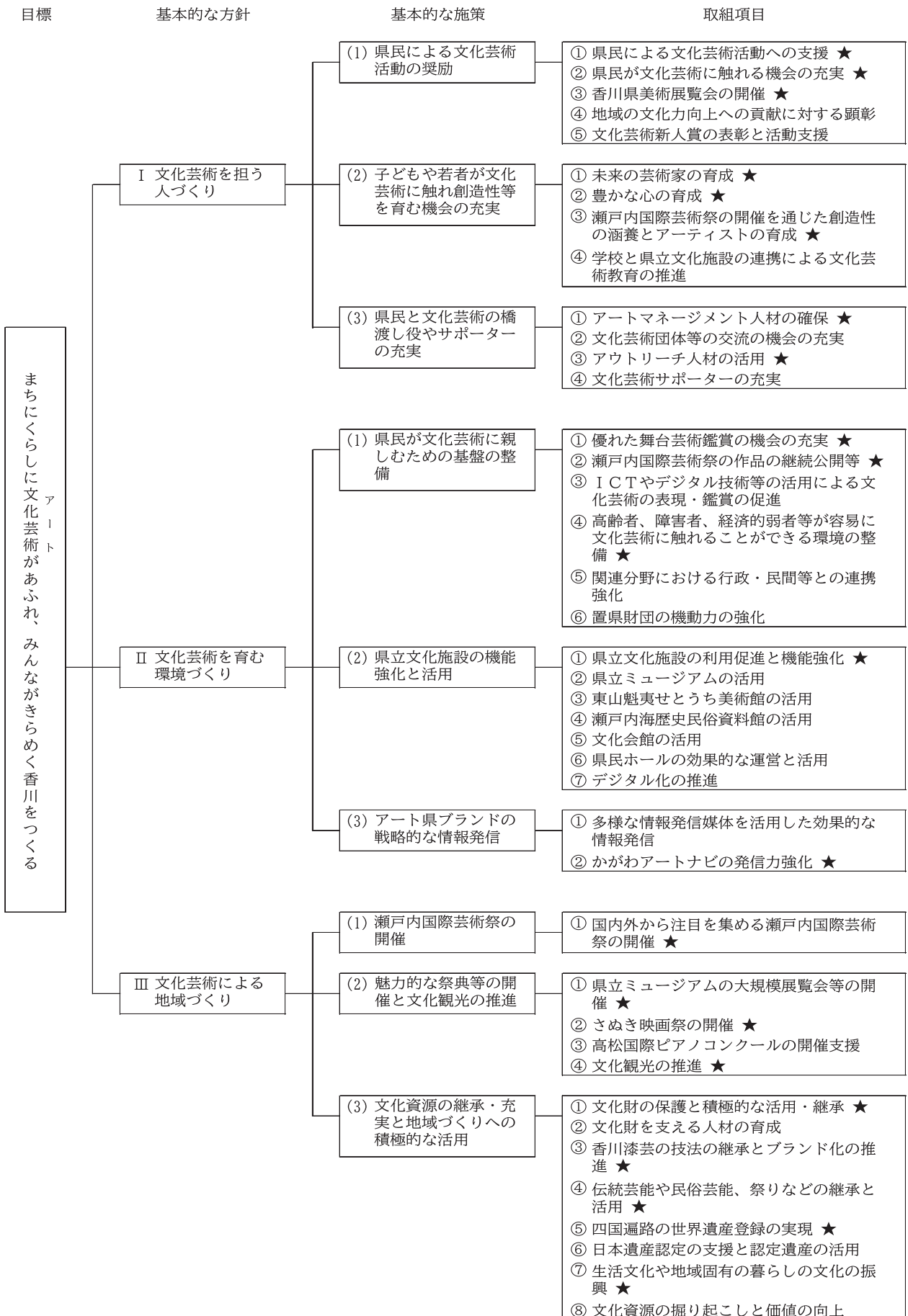
III 文化芸術による地域づくり

国際的な知名度を有する「瀬戸内国際芸術祭」をはじめとして、香川の特徴ある文化芸術を生かした国内外の人々との交流や地域の活性化につながる取組みなどを、観光、交通、宿泊、旅行などの関連分野と連携しながら進めます。また、文化財をはじめとする本県固有の文化資源の充実と積極的な活用を図ることで、県民がふるさとに誇りを持ち、愛着を感じるような「元気」な地域を創生します。

- (1) 瀬戸内国際芸術祭の開催
- (2) 魅力的な祭典等の開催と文化観光の推進
- (3) 文化資源の継承・充実と地域づくりへの積極的な活用

3 施策体系

★印は、計画期間内において重点的に実施する事業



4 基本的な施策

I 文化芸術を担う人づくり

(1) 県民による文化芸術活動の奨励

コロナ禍で低下した県民の文化芸術活動や鑑賞の意欲の回復を図り、文化芸術の裾野をコロナ禍前以上に広げるため、県民がみずから取り組む創造的な文化芸術活動がさらに活発なものになるよう、県民の文化芸術活動への支援や成果発表などの機会を充実させます。また、県民が身近なところで文化芸術に触れることができる機会を充実させます。

引き続き、本県の文化力向上に貢献のある個人や団体などの顕彰や、将来有望な若手芸術家の活動に対する支援を行います。

① 県民による文化芸術活動への支援

- ・ 置県財団が実施する文化芸術振興活動費助成事業の対象となる活動分野や内容の充実を図り、多様な団体等の活動を支援します。また、置県財団が運営する本県の文化芸術ポータルサイト「かがわアートナビ」（以下「かがわアートナビ」という。）への各団体のイベント情報や活動状況などの登録を促進し、各団体等の情報発信を支援します。【置県財団事業】
- ・ 「かがわ文化芸術祭」の開催期間を県民による文化芸術活動の重点的な取組期間として位置づけ、他の施策との連携を図るとともに、県内各地で実施される伝統行事など、地域の文化芸術活動とも連動しながら、県民が主体となって積極的に文化芸術活動に参加する機運を盛り上げます。【置県財団事業】
- ・ 効果的な情報発信など、有益な情報が得られる研修会などの開催により、地域の文化芸術団体の活動の継続を支援します。
- ・ 地域固有の伝統文化や暮らしの文化の保護・継承などに取り組んでいる文化芸術団体等の活動について、市町や関係団体と連携しながら促進していきます。

② 県民が文化芸術に触れる機会の充実

- ・ 多くの県民がさまざまな文化芸術に触れる機会となるよう、東京藝術大学との連携による美術展、「かがわ文化芸術祭」の主催公演、「さぬき映画祭」、県立文化施設の企画など、魅力的な展覧会や舞台公演などを開催します。また、県民ホール指定管理者と連携しながら、県民が質の高い優れた舞台芸術を鑑賞することができる機会の充実を図ります。【県と置県財団事業】
- ・ 県立文化施設において、本県にゆかりのある文化芸術について、年齢層に応じたワークショップなどをさらに充実させます。
- ・ 本県の歴史や気候風土、年中行事、人物などをテーマとする講座やワークショップ、講演会など、県民が郷土の文化を知る機会を他分野の関係機関とも連携しながら充実させます。また、地域での出前講座や調査報告会の実施にも取り組んでいきます。
- ・ 身近なところで繰り上げられる地域の文化芸術団体等のイベントや行事に、幅広い県民がさまざまな形で参加できるよう、「かがわアートナビ」でイベント情報などを情報発信します。また、本県に関係する優れた芸術家の活動、県内に点在する現代建築やパブリックアート、地域に伝わる伝統文化や暮らしの文化など、本県の多彩な文化資源の存在と価値を県民が認識できるよう、「かがわアートナビ」での紹介を充実させます。【置県財団事業】

③ 香川県美術展覧会の開催

- ・ 全国で最も長く続く、県主催の公募展としての意義を踏まえつつ、時代や文化芸術に対する県民の価値観の変化に即応すべく実施方法等を見直しながら、幅広い県民の創作活動の成果発表の場として、また、多様で自由な表現を育む場として、「香川県美術展覧会」を開催します。

④ 地域の文化力向上への貢献に対する顕彰

- ・ 本県における文化芸術や学術の振興に極めて優れた功績のある者を「香川県文化功労者」として表彰します。
- ・ 本県の文化芸術の振興に顕著な功績のある個人、団体、施設に対し、「香川県文化芸術選奨」を贈り表彰します。

⑤ 文化芸術新人賞の表彰と活動支援

- ・ 本県の文化芸術に貢献することが期待される優れた若手芸術家に「香川県文化芸術新人賞」を贈るとともに、受賞記念の展覧会や公演会などの機会を設けて、その活動を支援します。

(2) 子どもや若者が文化芸術に触れ創造性等を育む機会の充実

文化芸術は、人々の活力や創造性を高めるとともに、豊かな人間性や、相互に理解し、尊重し合う心などを育むことから、将来を担う子どもや若者が文化芸術に触れる機会を充実させるとともに、学校、県立文化施設、大学などとの連携や、「瀬戸内国際芸術祭」の開催を通じて、未来の芸術家の育成や文化芸術教育の推進を図ります。

① 未来の芸術家の育成

- ・ プロの音楽家からオーケストラの演奏技術などの指導を受けられるよう、高校生以下の団員による「かがわジュニア・フィルハーモニック・オーケストラ（KJO）」を運営し、定期演奏会の開催や公開レッスンの実施などにより、将来を担う音楽家の育成を図ります。
- ・ 東京藝術大学連携事業（音楽分野）の一環として、声楽及び器楽のジュニア（小・中・高校生）向け音楽コンクールを実施し、同コンクールで優秀な成績を収めた者が同大学音楽学部の教授等から直接指導を受けられる機会を提供します。また、同大学が主催する「早期教育プロジェクト」の本県での開催を支援し、県内の小・中学生が早い段階でレベルの高い指導が受けられる機会を提供します。
- ・ 東京藝術大学連携事業（美術分野）の一環として、県内の高校生が、同大学美術学部の教授やアーティストから直接指導を受けながら、美術展開催に向けての企画など、一連の流れを学ぶ機会を提供します。
- ・ 芸術家をめざす若者の優秀作品を県や市町の公共施設などで展示できるよう、市町や関係機関などと連携して進めていきます。

② 豊かな心の育成

- ・ 幼稚園、小・中学校や特別支援学校の幼児・児童生徒を対象に、子どもたちの発達段階に合わせて、芸術家の指導のもと制作活動やワークショップ等の取組みを推進します。また、高校生が探究活動を通して地域の魅力等を発見していけるような機会の充実に努めます。

- ・ 地域の伝統芸能等の保存団体が、後継者育成のため地域の子どもたちへの伝承や技術指導を行うことに対して支援を行うほか、児童・生徒がさらに伝統芸能と接点を持つことができるような機会を設けることで、若い世代が広く伝統芸能の価値や魅力に触れることができるように努めます。
- ・ アウトリーチ人材を活用して、本県の歴史や気候風土、年中行事、人物など、本県にゆかりのある文化芸術をテーマとするワークショップなどを開催し、児童・生徒が郷土の伝統文化や暮らしの文化を知る機会をさらに充実させます。
- ・ 令和7年度に、高校生による国内最大規模の芸術文化活動の祭典である「全国高等学校総合文化祭」を本県で開催します。全国から参加する約2万人の文化芸術活動に邁進する高校生が、20を超える部門において相互交流を深め、創作活動の刺激を受け合うとともに、著名な指導者から指導を受ける機会を確保することを通して、本県の文化芸術を担う人材の育成を図ります。また、開催に向けて、文化部活動の継続的な支援を行うとともに、令和5年度に設置する生徒実行委員会などの活動を通して、主体的かつ協働的に行動できる人材の育成に努めます。

③ 瀬戸内国際芸術祭の開催を通じた創造性の涵養とアーティストの育成

- ・ 県内の子どもや若者が参加アーティストや関係者とともに創作活動やパフォーマンスを行うワークショップなどを開催します。
- ・ 県内の高校生がトップアーティストの作品に気軽に触れることができるよう、作品鑑賞パスポートを無料で提供します（中学生以下は県内外ともに無料）。
- ・ 県内の美術系の学科をはじめとする実業系等の高校生が「瀬戸内国際芸術祭」に参画する機会の拡充を図ります。
- ・ 県内での定着や「瀬戸内国際芸術祭」への参加も見据えて、若手芸術家等が県内で学び、交流する場を設けるとともに、通年のART SETOUCHI活動の中で、「瀬戸内国際芸術祭」のブランド力を生かした作品や活動状況の露出の機会を提供します。また、こうしたプロセスにより「瀬戸内国際芸術祭」に参加したアーティストには、県内で後進の指導・育成に協力を求めるなど、人材育成の好循環の構築をめざします。

④ 学校と県立文化施設の連携による文化芸術教育の推進

- ・ 校外学習等での県立文化施設の利用促進を図るとともに、学芸員や作家として活動している漆芸研究所の修了生等が学校などに出向いて、本県の文化芸術や歴史、民俗に関する出前授業の実施に取り組みます。
- ・ 学校での出前授業にあわせて県立文化施設を紹介するなど、子どもや若者が県立文化施設に興味を持ち、訪問につながるような取組みを進めます。
- ・ 教員との協働で開発した教材の活用などを通じて、学校教育の中で文化芸術に親しむ機会を充実させます。
- ・ 公立中学校の休日の部活動の「地域移行」の一助となるよう、学校への助言や参考情報の提供などに努めます。

(3) 県民と文化芸術の橋渡し役やサポーターの充実

県民一人ひとりが文化芸術を享受できるよう、また、県民が本県特有の文化芸術や地域固有の暮らしの文化に誇りを持ち、親しみを感じ、将来へと継承あるいは伝承していくとともに、それらを地域づくりに生かしていくため、県民と文化芸術をつなぐ橋渡し役となる人材や県民の文化芸術活動を応援する人材などを充実させます。

① アートマネジメント人材の確保

- ・ 大学などの協力を得ながら、文化芸術に関する高い知見やネットワークを有する人材の確保に努め、県内の文化芸術団体の活動に対して、より多くの人に文化芸術を提供することや地域づくりに生かすための助言、効率的なイベント実施や効果的な広報の相談に応じられる仕組みを構築できるよう努めます。

② 文化芸術団体等の交流の機会の充実

- ・ 県内のさまざまな文化芸術団体等の活動の活性化を図り、県民が身近なところで文化芸術に触れることができるよう、「かがわ文化芸術祭」で実施するアート塾や置県財団が主催する交流事業などにおいて、相互に活動発表や意見交換できる機会を設け、各団体のレベル向上や県民と文化芸術をつなぐ橋渡し役としての機運醸成を図ります。【置県財団事業】

③ アウトリーチ人材の活用

- ・ 地域や暮らしの中の文化資源などを活用したワークショップなどの実施において、県文化功労者や選奨受賞者などの優れた芸術家や、作家として活動している漆芸研究所の修了生、伝統工芸などの高度な技能や技術を有する人材、伝統芸能や民俗芸能、郷土料理など無形文化財の継承者や無形民俗文化財の伝承者、文化施設などの学芸員、「香川県美術展覧会」の入賞者などをアウトリーチ人材として紹介できる仕組みを整えます。

④ 文化芸術サポーターの充実

- ・ 県立文化施設の展示やイベント運営などをサポートするボランティアの人材育成や参加促進に努めます。
- ・ 県内の文化芸術団体等が実施するワークショップや、地域の民俗芸能や祭りなどの運営サポーターの募集に関する情報発信を支援し、広域からのサポーターの参加に寄与します。【置県財団事業】
- ・ 県内に点在する文化資源や地域の文化芸術団体の活動、民俗芸能や祭りの保護・継承活動など、多彩な「アート県かがわ」の魅力を紹介するコラムや写真がSNSに投稿されるような仕組みづくりに、市町や学校・大学と連携して取り組みます。

Ⅱ 文化芸術を育む環境づくり

(1) 県民が文化芸術に親しむための基盤の整備

県民の誰もが身近な場所で気軽に優れた文化芸術に親しむことができる基盤を整備します。また、地域や暮らしの中に文化芸術があふれる香川となるよう、多様な主体との連携・協働を図ります。

① 優れた舞台芸術鑑賞の機会の充実

- ・ 県民ホール指定管理者と連携しながら、県民が地方では触れることが少ない質の高い優れた舞台芸術を鑑賞することができる機会の充実を図ります。【県と置県財団事業】
- ・ 「高松国際ピアノコンクール」の開催を支援し、県民が世界の優れた音楽家と触れ合う場を創出します。

② 瀬戸内国際芸術祭の作品の継続公開等

- ・ 「瀬戸内国際芸術祭」の会期以外の期間においても、通年のART SETOUCHI活動として、屋外の継続作品の公開を行うほか、ゴールデンウィークなどの期間にあわせて、屋内の継続作品の公開やイベント・ワークショップ、公式ツアー等を実施します。

③ ICTやデジタル技術等の活用による文化芸術の表現・鑑賞の促進

- ・ 会場での鑑賞につながるようなSNSを利用した動画による展覧会や公演会の告知や、公演会等のオンライン配信、バーチャル（仮想空間）やAR（拡張現実）展覧会など、文化芸術団体等が行う新たな表現・鑑賞方法による取組みを支援します。【置県財団事業】

④ 高齢者、障害者、経済的弱者等が容易に文化芸術に触れることができる環境の整備

- ・ 気軽に施設を利用できるよう、県立文化施設のバリアフリー化を進めるとともに、展示解説を読むことが困難な方も容易に作品に親しめるよう、鑑賞を支援するデジタルツールなどの導入を検討します。
- ・ 県が主催する講演会などにおいて、手話通訳や要約筆記などに対応できるよう配慮します。
- ・ 県が主催する展覧会等の催事においては、入場料をできるだけ低廉に設定するなどして、多くの方が容易に鑑賞できるようにします。

⑤ 関連分野における行政・民間等との連携強化

- ・ 文化芸術を推進するため、文化芸術分野の主体と連携や協働を図ることはもとより、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などに関する施策や多様な主体と有機的に連携を図り、加えて、文化芸術の力を地域づくりに生かします。
- ・ 県立文化施設においては、市町や他の文化施設との情報交換を密にしながら、共同や協働による単独ではできない魅力ある企画の実施や効果的な情報発信、災害時の文化資源救援体制の整備などの検討を進め、連携強化を図ります。また、展示や普及事業などにおける大学や民間等との協働を推進します。
- ・ 学校単位で行われている文化部活動を地域単位での活動に移行するため、各市町教育委員会、学校関係の組織・団体や多様な民間団体等と連携・協働し、中学生が多様な文化芸術活動に親し

むことができる環境整備等を進めます。

- ・ 企業や団体などが社会貢献の一環として文化芸術活動を支援するメセナ活動を促進します。

⑥ 置県財団の機動力の強化

- ・ 県と緊密な連携や役割分担を図りながら、変化する社会情勢やニーズにより一層機動的に対応し、文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくりを推進します。【置県財団事業】

(2) 県立文化施設の機能強化と活用

県民が文化芸術に親しむ場として一層活用され、地域活性化につながるよう、県立文化施設の機能強化を図るとともに、各施設が担う役割や特色に沿って活用します。

① 県立文化施設の利用促進と機能強化

- ・ 年間パスポート制度や他の県立施設などとの相互割引制度により、利用促進を図るとともに、バリアフリー化や多言語化、キャッシュレス化などにより、さらに利便性を高めます。また、各種イベント・行事への申し込み方法を多様化していきます。
- ・ 子どもや若者を惹きつけるような魅力的な展覧会やワークショップの充実に努めるほか、学校での出前授業などの機会にあわせて県立文化施設を紹介するなど、子どもや若者が県立文化施設に興味を持ち、訪問につながるような取組みを進めます。
- ・ 展覧会の企画などについて、SNSを活用した効果的な情報発信などを行い、来館者の増加につなげます。また、各施設の建築物としての魅力や立地環境を生かした情報発信などにより、観光資源としての活用を図ります。
- ・ 文化芸術的価値が高い美術作品や歴史・民俗資料などについて、収集方針に沿って、時機を逸することなく購入できるように努めます。
- ・ 県立ミュージアムは、開館から20年以上経過し、設備の改修や、固定展示の内容・展示手法の見直しが必要となっていることから、全館リニューアルの具体的な計画を検討します。
- ・ 県民ホール大ホールは、舞台機構、音響設備、照明設備などの更新が必要となっていることから、大規模改修を検討します。
- ・ 開館後の年数を経て各館ともに収蔵庫が飽和状態になりつつあることから、今後も継続して地域に必要な美術作品や歴史・民俗資料などを収集・保管する機能を果たしていくため、新たな収蔵スペースの確保に向けた検討を行います。

② 県立ミュージアムの活用

- ・ 県の文化芸術振興の中核施設として、歴史博物館と美術館の機能を合わせ持つ県立ミュージアムの特性を生かし、多くの県民に観覧してもらえるような魅力ある展覧会を開催します。
- ・ 重要文化財の公開に適した施設として県内で唯一文化庁に承認されている公開承認施設として、展示・保存環境の維持に努め、県内外の貴重な文化財を観覧することのできる機会を設けます。
- ・ 香川の歴史・美術に関する調査研究の成果を、講座や展示解説、ワークショップなどさまざまな方法でわかりやすく県民に伝え、文化芸術に親しむ機会を充実させます。

③ 東山魁夷せとうち美術館の活用

- ・ 「日本画」「瀬戸内海」をキーワードとして、規模、ロケーション、所蔵作品、建築など、東山魁夷せとうち美術館が持つ特性を生かした企画展やイベントに取り組みます。
- ・ 展示室での作品鑑賞とあわせて、東山魁夷のさまざまな魅力に触れていただくため、国内外の美術館等が所蔵する東山魁夷の生涯にわたる数多くの作品の映像を大型モニターで紹介します。

④ 瀬戸内海歴史民俗資料館の活用

- ・ 瀬戸内海をテーマとする広域資料館として、各地域で伝承されてきた暮らしの文化や祭りなどの瀬戸内文化を調査し、紹介するガイダンス施設としての役割を担うとともに、自然環境やアートと融合した展示などを行います。
- ・ 国指定文化財を含む多くの民俗資料について、展示方法を工夫するなどして県民が優れた地域の文化資源に親しむ機会を充実させます。

⑤ 文化会館の活用

- ・ ギャラリーとホールを兼ね備えた貸館施設として、県民や文化芸術団体などに活動発表の場を提供します。
- ・ 漆芸研究所との複合施設として、県民が漆芸作品に親しむ機会を充実させます。

⑥ 県民ホールの効果的な運営と活用

- ・ 県民ホールの効果的な設備管理や舞台運営などを、指定管理者と連携しながら行うとともに、県内最大規模の舞台芸術公演施設として県民ニーズに沿った音楽や演劇などの舞台芸術を鑑賞する機会を充実させます。
- ・ 高校生までを対象としたジュニアオーケストラの運営を行い、基礎コースでは各楽器の技術の習得を行い、合奏コースでは演奏会の開催に向けて一流の講師陣による指導を行います。

⑦ デジタル化の推進

- ・ 各県立文化施設が所蔵する美術作品や歴史・民俗資料、民具、祭りの映像などについて、デジタル・アーカイブ化を進めるとともに、県民や事業者など誰もが収蔵資料情報にアクセスでき、作品鑑賞や調査研究などに活用できるよう、ホームページなどで公開します。また、新たな鑑賞機会の提供として、来館が困難な方々が展示作品をホームページなどで鑑賞できるよう、展示室の3D映像化を検討します。
- ・ 来館者が展示作品に対する理解をより深められるよう、展示や解説を閲覧・視聴できるデジタルツールなどの導入を検討します。

(3) アート県ブランドの戦略的な情報発信

本県の有する文化芸術の魅力を発信するための基盤を強化するとともに、グローバル化やローカル化に対応した広報戦略などによって、ブランディング効果のある情報発信に取り組みます。

① 多様な情報発信媒体を活用した効果的な情報発信

- ・ 「瀬戸内国際芸術祭」などの知名度を生かし、「アート県かがわ」の魅力国内外の多くの人に

届けられるよう、多様なメディアやSNSなどを活用し、効果的に発信します。また、国内外の芸術家や文化芸術団体等との交流を通じて、本県の魅力を発信します。

- ・ 県内の主要な公共施設や観光施設、交通機関などの情報コーナーを活用した県立文化施設の展覧会などの情報発信に努めます。

② かがわアートナビの発信力強化

- ・ 本県の文化芸術情報サイトとして、イベント情報だけでなく、本県に関係する優れた芸術家の活動、県内に点在する現代建築やパブリックアート、地域に伝わる伝統文化や暮らしの文化など、本県のさまざまな文化資源の魅力を発信するポータルサイトとなるよう、情報を充実させていきます。また、ユーザーが入手したい情報に誘導できるよう、発信情報のコンテンツ整理など、見やすく分かりやすいサイトをめざします。【置県財団事業】
- ・ 各地域の文化資源や活動取材し、SNSでその魅力を紹介するコラムや写真を発信するなど、本県の文化芸術に関する幅広い情報の収集・発信を行います。【置県財団事業】

Ⅲ 文化芸術による地域づくり

(1) 瀬戸内国際芸術祭の開催

地元市町や関係団体と連携して、状況に応じた運営体制の最適化やアートプロジェクトなどのレベルアップを図りながら、「瀬戸内国際芸術祭」を継続して開催します。

地元市町の地域振興の方針に寄り添い、その実現に寄与するとともに、「瀬戸内国際芸術祭」へのアーティストの参加も見据えた人材の育成、地域での文化芸術活動の裾野の拡大と向上にも大きな役割を果たしていくことで、地域の活力を取り戻し、再生を図り、多くの人が行き交い、みんながきらめいている香川をめざします。

① 国内外から注目を集める瀬戸内国際芸術祭の開催

- ・ アートを媒介に、地域や世代、ジャンルを超えた多くの人々や企業、団体が主体的に関わるよう、積極的に参加を呼びかけます。また、世代を超えた協働を通じてさまざまな体験を共有し、次代を担う子どもや若者にバトンを渡していきます。
- ・ 公式ホームページやSNS等を通じて、「瀬戸内国際芸術祭」の目的や意義、魅力等を国内外に積極的に発信するとともに、来場者の声をフィードバックさせていくシステムを構築します。
- ・ 「瀬戸内国際芸術祭」の開催効果を県内全域に波及させるため、会場以外の文化・観光施設やイベント等と連携して、相互の誘客促進に取り組みます。
- ・ 県内全域の機運を高めるため、会期中、特に会場のない市町を中心に、広く文化芸術にかかわるワークショップやイベントの開催を支援・促進していきます。

(2) 魅力的な祭典等の開催と文化観光の推進

地域固有の文化資源を活用した魅力的な祭典・展覧会等を開催し、地域の魅力や「アート県かがわ」のブランド力の向上、交流促進や地域の活性化など、最大限の効果が得られるよう取り組みます。

また、県内の文化観光推進事業者と連携して、県立文化施設が持つ資源を活用して、観光の振興や地域の活性化を図ることで、文化芸術の振興に再投資される好循環を創出します。

① 県立ミュージアムの大規模展覧会等の開催

- ・ 県立ミュージアムにおいて、県内外の多くの方に観覧してもらえるような魅力的な大規模展を開催するほか、東京藝術大学美術学部と連携して、県内外の優れたアーティストが地域の文化資源や自然環境などの魅力を作品制作に生かした質の高い展覧会を開催することにより、地域の活性化につなげます。

② さぬき映画祭の開催

- ・ 全国各地で開催されている地方映画祭の先駆け的な存在である「さぬき映画祭」について、全国に通用するアート県ブランドの強力なコンテンツの一つとして、「さぬき」にこだわった作品上映など、企画の充実を図ります。また、県内のフィルム・コミッションや観光協会などと連携して、各地域にスポットを当てたイベント等を実施し、映像文化を通じた地域づくりを推進します。【県と置県財団事業】

③ 高松国際ピアノコンクールの開催支援

- ・ 国内外から注目されている「高松国際ピアノコンクール」の開催を支援し、本県の文化力を世界に発信します。

④ 文化観光の推進

- ・ 文化芸術の振興と観光振興、地域活性化の好循環を創出できるよう、県立文化施設を文化観光拠点として活用していくために、各施設が保有する文化資源の分かりやすい展示や解説などの環境整備に取り組み、文化観光拠点としての魅力を高め、国内外からの来館を促します。また、文化観光拠点としての活用が進むよう、観光協会や交通事業者などの民間事業者、市町の観光部局などと連携して、文化観光の推進体制を構築します。

(3) 文化資源の継承・充実と地域づくりへの積極的な活用

本県特有の歴史や文化、芸術性の高い伝統工芸などには人を惹きつける魅力があり、地域で受け継がれてきた民俗芸能などには人との関わりや集客につながる力があります。本県の特徴ある有形、無形の多彩な文化資源の継承と充実を図るとともに、地域の魅力アップにつなげていくために積極的に活用していきます。

① 文化財の保護と積極的な活用・継承

- ・ 掘り起こされた文化資源の価値にもとづき、文化財指定・登録や保存活用計画等の作成を行い、その利活用や将来に向けた継承について、地域住民や市町、観光部局等と連携して進めていきます。
- ・ 県内に所在する貴重な文化財の修理・整備とその成果の公開を積極的に行い、地域の活性化につながるよう活用を図ります。また、県立文化施設が収蔵する美術作品や歴史・民俗資料について、適切な保安全管理に努め、後世に伝えていくために必要な修理を計画的に行います。

- ・ 地域産業を特色付ける伝統的な技術の継承について、関係者と取り組むとともに、その価値を幅広く発信していきます。
- ・ 県内に拠点を構え、国内外に向けて強い存在感を示した、戦後の現代美術作家や建築家の作品群について、地域ならではの価値を顕在化させ、文化財指定・登録と活用を図ります。
- ・ 日常的な滅失の危機や災害時の対応を念頭に置き、文化財を地域住民とともに守る「文化財レスキュー」に引き続き取り組みます。
- ・ 開発事業に対する埋蔵文化財の適切な保護を図るため、遺跡地図の情報や調査事業の内容について、積極的な公開を行います。

② 文化財を支える人材の育成

- ・ 県や市町の文化財保護部局、博物館、資料館、美術館が関わる地域のネットワーク（ボランティア・資料館協議会・文化財保護協会・伝統芸能関係団体等）を生かし、文化財や文化遺産の保存・活用・継承をサポートできる仕組みの整備を進めます。
- ・ 文化財や文化遺産に関わる地域人材について、次代を担う若年層が参加できるような取り組みを進めます。
- ・ 文化財の保存や修復に関わる専門的な知識・技能をもつ専門家の県内人材育成のため、自治体や大学等の調査研究機関との連携を進め、学習や研修の機会を確保します。

③ 香川漆芸の技法の継承とブランド化の推進

- ・ 漆芸研究所において、優れた若手漆芸作家を育成し、蒔醬、存清、彫漆など香川漆芸の技法の継承に努めるほか、ブランド発信基地としての漆芸研究所の拠点性を高めます。
- ・ 優れた伝統技法の継承に加えアート県ブランドのラインナップの充実を図るため、国内だけでなく海外も視野に入れた香川漆芸のブランディングに取り組みます。また、若手漆芸作家の個性を生かしながら、販路の開拓や拡大を図ります。
- ・ 出前授業やワークショップなどにより、県内の子どもたちに香川漆芸の歴史や魅力を紹介するとともに、家庭での香川漆器の利用を広めるための取り組みを進めます。

④ 伝統芸能や民俗芸能、祭りなどの継承と活用

- ・ 伝統芸能や民俗芸能、地域で受け継がれてきた祭りなどについて、活動支援や「かがわアートナビ」での情報発信、各種イベントを通じた機運醸成により、地域住民等が主体となった次世代への継承や地域活性化に活用する取り組みを進めます。
- ・ 美しい自然と豊かな歴史の中で育まれてきた郷土芸能を大切に守り続けている小・中・高校生や保存団体の活動の発表の場とするとともに、県民が郷土の伝統文化に対する関心を高め、その良さを再認識する機会を設けるため、県内各地の郷土芸能が一堂に会する「かがわ郷土芸能フェスタ」を開催します。
- ・ 中四国9県の文化芸術の交流を通じて、伝統文化を受け継ぎながら新たな文化の創造をめざす「中四国文化のつどい」を共同で開催します。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の中止等を余儀なくされている民俗芸能団体の実情を踏まえ、用具修理を含む活動維持への継続的な支援や情報発信、開催記録の作成等を行います。

⑤ 四国遍路の世界遺産登録の実現

- ・ 四国の産学民官が一丸となって取り組んでいる四国遍路の早期の世界遺産登録をめざし、四国遍路が有する顕著な普遍的な価値について、四国内外の研究者や専門家等の協力を得ながら研究を深めるとともに、札所や遍路道など構成資産の調査や文化財指定等による保護を進めます。
- ・ 機運醸成などを一層図るため、県民が気軽に参加できる歩き遍路イベントや調査報告会など資産を活用した取組みを、NPOや関係市町と連携しながら実施するほか、協力協定を締結しているスペインの「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路」との交流を促進します。
- ・ 歩き遍路の方などが、道に迷わず、安全・快適に札所寺院間を移動することができるよう、地元市町や関係機関などと連携して、利便性の向上に努めます。

⑥ 日本遺産認定の支援と認定遺産の活用

- ・ 文化庁が認定する「日本遺産」（世代を超えて受け継がれている地域の伝承、風習などを踏まえたストーリーのもとに、点在する有形・無形の文化財群）について、県内の市町による申請を支援するとともに、観光やまちづくりなどの分野と連携しながら、認定された遺産の国内外への情報発信や積極的な活用を通じて、地域の活性化を図ります。

⑦ 生活文化や地域固有の暮らしの文化の振興

- ・ 茶道、華道、郷土料理、盆栽その他の生活文化の振興に努めます。
- ・ 地域固有の伝統文化や暮らしの文化を次世代に継承していくためには、県民がその存在と価値を認識していることが大切なことから、「かがわアートナビ」などでの情報発信を充実させます。また、その価値が再認識されるよう、文化芸術以外の分野の関係機関とも連携しながら、機運醸成に努めます。
- ・ 県民から、衣食住に関係する地域固有の暮らしの文化に関する情報を広く募集し、「かがわアートナビ」などにおいて情報発信します。
- ・ 子どもたちが県立ミュージアムや瀬戸内海歴史民俗資料館などにおいて、受け継がれてきた本県の暮らしの文化を学ぶ機会の創出に取り組みます。
- ・ 生活スタイルの多様化が進む中、今後、地域固有の伝統文化や暮らしの文化がさらに失われていくおそれがあることから、県立文化施設において、調査や記録による保存に努めます。

⑧ 文化資源の掘り起こしと価値の向上

- ・ 県立文化施設において、関係機関や地域の人々との協働により、地域にある文化資源の所在確認や調査研究に取り組みます。また、その成果を地域の人々に還元し、価値を共有することを通して、地域での文化資源の保全を図るとともに、観光やまちづくりなどに生かすことでさらにその価値を高め、地域の魅力アップにつなげます。
- ・ 瀬戸内海地域を対象とする民俗調査など、瀬戸内という広域の視点からも文化資源の掘り起こしに努めます。
- ・ 掘り起こした地域の文化資源や調査成果について、県立文化施設などでの展示・講座・ワークショップなどを通じて広く県民に紹介し、その価値を理解してもらうほか、その魅力を幅広く発信し、地域において将来にわたり継承されるよう機運醸成に努めます。

第5章 推進体制と計画の検証

1 推進体制

文化芸術の振興にあたっては、県民や文化芸術団体、市町、大学などが、それぞれの役割を果たすことを期待するとともに、県はこれらと連携・協働しながら取組みを進めます。

(1) 県

- ① 県民や文化芸術団体などと協働して、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ② NPOやボランティアなどが活発に活動できるよう、参画しやすい仕組みを整えます。
- ③ 市町などと連携、協力し、文化資源の充実を図るとともに、観光やまちづくり、福祉、教育など関連分野の官民と連携、協力して、県全体における文化芸術の振興や地域の活性化を図ります。
- ④ 国や他の都道府県などと連携し、広域的な交流・相互理解を深め、本県の文化芸術の活性化を図るとともに、文化芸術団体などの自主的な交流の促進を図ります。
- ⑤ 企業などに対して、文化芸術活動への支援を行うメセナ活動の促進を働きかけます。
- ⑥ 文化芸術の発展に寄与することを目的とする公益法人などと連携し、効果的な施策の展開を図ります。

(2) 県民

県民一人ひとりが、文化芸術を楽しみ、自由な発想のもとに、自主的かつ主体的な文化芸術活動を行うことにより、文化芸術を創造、発展させ、継承していく役割が期待されます。

(3) 文化芸術団体

文化芸術活動の実践者として、また、地域の文化芸術活動の担い手として、後進の指導や育成、団体相互の交流の促進、県民が文化芸術に触れ、親しむ機会の提供など、文化芸術の裾野を広げ、継承していく役割が期待されます。

(4) NPO、ボランティア

地域における文化芸術活動や文化財の保護・活用活動などを活発にし、支えていく役割が期待されます。

(5) 市町

基礎的自治体として県と連携しながら、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた文化芸術の振興施策を実施する役割が期待されます。

(6) 大学等高等教育機関

教育・研究機関として、文化芸術における知的資源を生かし、創造性豊かな人材を育成するほか、地域のさまざまな文化芸術の課題解決に貢献する役割が期待されます。

(7) 学校、社会教育施設

学校教育あるいは地域住民の生涯学習の場として活用されるとともに、地域住民にとっての文化

芸術を生かした地域づくりの拠点としての機能が期待されます。

(8) 文化施設

地域の文化芸術活動の拠点として、文化芸術を創造・鑑賞する場、文化芸術に関わる人々の交流の場であり、また、文化芸術に関する情報発信拠点としての機能が期待されます。

(9) 企業・団体

地域社会への貢献活動としてのメセナ活動を積極的に展開するなど、地域の文化芸術活動を支援する役割が期待されます。

(10) 公益法人等

県民及び文化芸術団体の文化芸術活動を支援するとともに、文化芸術に関する事業を推進する役割が期待されます。特に、置県財団には、計画を推進していく上で、県と緊密な連携を図りながら積極的に事業を推進する役割があります。

2 計画の検証

計画を実効性のあるものにするため、文化芸術に関する県民意識の現状や施策の進捗状況を測る目安として成果指標を設定し、数値の推移を客観的に検証しながら、施策の着実な推進に取り組みます。また、社会情勢や財政状況などの変化に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたため、コロナ禍前の実績により目標値を設定することとします。

指標項目		現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
指標1	かがわ文化芸術祭の参加団体数の累計(団体)	435 (H30~R4)	500 (R5~R9)
指標2	文化芸術を鑑賞している県民の割合(%)	48.7	73
指標3	文化芸術活動を行っている県民の割合(%)	19.4	31
指標4	文化芸術の活用により、住民がふるさとに誇りを持ち、元気な地域の創造につながっていると考える県民の割合(%)	42.6	50

参考資料

- 1 文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例 …………… 30
- 2 香川県文化芸術振興審議会委員名簿 …………… 35
- 3 文化芸術に対する意識調査（令和4年6月 県政モニターアンケート） …… 36

1 文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例

(平成19年12月21日 条例第68号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 心豊かで活力あふれる香川づくりの基本的施策（第7条—第19条）

第3章 香川県文化芸術振興計画（第20条）

第4章 香川県文化芸術振興審議会（第21条—第23条）

第5章 香川県文化芸術振興基金（第24条—第27条）

第6章 雑則（第28条）

附則

「玉藻よし讃岐の国は国柄か見れども飽かぬ」と詠まれた香川県には、白砂青松と多島美を誇る瀬戸内海を始め、緑の山々が連なる讃岐山脈、ため池が点在する讃岐平野など、美しい自然と、古くから文化の大動脈であった瀬戸内海に面することによって培われた豊かな歴史があり、その中で伝統ある文化芸術がはぐくまれてきた。また近年、香川県は数多くの優れた芸術家を輩出するとともに、創作活動の場として世界的な芸術家をひき付けるなど、現代美術を中心とした優れた文化芸術を受け入れてきた個性豊かな地でもある。

文化芸術には、世代を超えて感動や喜び、やすらぎを与え、豊かな感性を養い、創造性を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するなど、様々な力がある。

今日、価値観の多様化が進み、人と人とのつながりが薄らいでいく中で、物の豊かさだけでなく心の豊かさを享受できる、うるおいに満ちた暮らしを実現するためには、こうした文化芸術の力を活用することが不可欠である。

また、ふるさとの伝統文化を継承し、個性豊かな文化芸術を創造し、活用することを通じて、私たちはふるさとに誇りを持ち、愛着を感じることができ、そしてこのことは、地域社会の活性化にもつながるものと確信する。

こうした文化芸術の持つ力を十分に認識した上で、県民、文化芸術団体、市町及び県が協働し、連携しながら、文化芸術の振興に力強く取り組み、心豊かで活力あふれる香川を創造することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、及び県の責務、県民の役割等を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民一人一人が心の豊かさとうるおいを実感できる活力ある香川の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化芸術」とは、文学、音楽、美術、書道、演劇、舞踊、写真、映像その他の芸術、茶道、華道、郷土料理、盆栽その他の生活文化並びに有形及び無形の文化財、伝統工芸、民俗芸能その他の伝統文化をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の担い手は県民一人一人であるとの認識の下に、その自由な発想及び自主的かつ主体的な文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、県民、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、市町及び県は、それぞれの役割を相互に理解し、協働して取り組むよう努めなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、県民の文化意識の高揚及び文化芸術に関わる人材の育成が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であることから、県民一人一人が文化芸術に関わることができる機会を持ち、文化芸術の発表及び交流を行うことができるよう、環境の整備が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、県民一人一人がふるさとに誇りを持ち、及び愛着を感じ、並びに地域が活性化されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術を振興する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。その推進に当たっては、県民及び文化芸術団体の意見を反映させるよう努めなければならない。

2 県は、文化芸術を振興する施策の実施に当たっては、市町との連携に努めるとともに、市町が実施する文化芸術を振興する施策に対して、必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 県は、文化芸術を振興する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第5条 県民及び文化芸術団体は、文化芸術の担い手として、基本理念にのっとり、自由な発想の下に、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

(市町の役割)

第6条 市町は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を実施するよう努めるものとする。

第2章 心豊かで活力あふれる香川づくりの基本的施策

(地域固有の生活文化及び伝統文化の保存等)

第7条 県は、遍路、ため池、島、まち並み等に関わる地域固有の生活文化及び伝統文化が適切に保存され、継承され、及び活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(個性豊かな芸術の振興)

第8条 県は、個性豊かな現代美術、映像その他の芸術の振興が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(創造的な活動を行う者等の育成)

第9条 県は、文化芸術に関して創造的な活動又は継承を行う者（以下「芸術家等」という。）、文化芸術活動の企画又は運営を行う者及び文化芸術活動に参加又は支援をする者の育成が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術に親しむ機会の充実等)

第10条 県は、県民一人一人が文化芸術についての理解及び関心を深め、創造の意欲を高められるよう、

全国規模の音楽祭若しくは美術展覧会又は芸術祭の開催などの文化芸術に親しむ機会の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（青少年が文化芸術に触れる機会の充実等）

第11条 県は、次代の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくみ、及び文化芸術を見る目を養うことができるよう、芸術家等からの指導を受けられるなどの文化芸術に触れる機会の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術活動の取組に対する支援等）

第12条 県は、県民及び文化芸術団体の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進が図られるよう、その取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術活動の場の充実及び活用）

第13条 県は、文化施設について、文化芸術活動の場としての充実が図られるよう、情報の提供、施設間の連携等その他の必要な施策を講ずるよう努めるとともに、文化施設以外の施設についても、文化芸術活動の場として活用されるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術に関する創作活動等の推進）

第14条 県は、芸術家等が地域に滞在し、創作活動を行うとともに、地域住民等と交流を深めることができるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（民間による支援活動の促進）

第15条 県は、個人又は民間団体による文化芸術活動に対する支援活動の促進が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化資源を活用した産業の振興等）

第16条 県は、漆芸、石彫、盆栽、歌舞伎、現代美術、まち並みその他の文化資源を活用した観光産業その他の産業の振興が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるとともに、当該産業による地域の文化芸術の形成に努めるものとする。

（文化芸術の交流の促進）

第17条 県は、世代間及び地域間並びに海外との文化芸術の交流の促進が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（情報の収集及び発信）

第18条 県は、県民及び文化芸術団体の文化芸術活動の促進が図られるよう、地域の文化芸術活動及び文化資源に関する情報を積極的に収集し、及び発信するよう努めるものとする。

（顕彰及び奨励）

第19条 県は、香川県文化芸術振興審議会の意見を聴いた上で、県における文化芸術の振興に極めて優れた功績のある者等を顕彰するとともに、文化芸術活動を行う将来性豊かな者の活動を奨励するよう努めるものとする。

第3章 香川県文化芸術振興計画

第20条 知事は、文化芸術の振興により心豊かで活力あふれる香川づくりを進めるため、香川県文化芸術振興計画（以下「文化芸術振興計画」という。）を原則として5年ごとに定めるものとする。

2 文化芸術振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の振興の目標及び基本的な方針
- (2) 文化芸術の振興のために重点的に実施する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興のために必要な事項

3 知事は、文化芸術振興計画を定めるに当たっては、あらかじめ、香川県文化芸術振興審議会の意見

を聴かなければならない。

- 4 知事は、文化芸術振興計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、文化芸術振興計画の変更について準用する。

第4章 香川県文化芸術振興審議会

(香川県文化芸術振興審議会の設置及び所掌事務)

第21条 知事の諮問に応じ、第19条の規定による顕彰及び奨励、前条の規定による文化芸術振興計画の策定等その他文化芸術の振興に関する重要事項を審議するため、香川県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(審議会の組織及び運営に関する委任)

第23条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 香川県文化芸術振興基金

(香川県文化芸術振興基金の設置)

第24条 文化芸術の振興に資する事業の財源に充てるため、香川県文化芸術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て等)

第25条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

- 2 文化芸術の振興のための寄附金があった場合は、これを予算に計上して、この基金に編入するものとする。
- 3 県有財産を売却した場合は、その収入の一部を予算に計上して、この基金に編入するよう努めるものとする。

(基金の管理等)

第26条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 3 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。
- 4 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。
- 5 基金は、文化芸術の振興に資する事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(基金の管理及び処分に関する委任)

第27条 前3条に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(香川県文化功労者表彰条例及び香川県美術品取得基金条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 香川県文化功労者表彰条例(昭和50年香川県条例第1号)
 - (2) 香川県美術品取得基金条例(昭和56年香川県条例第4号)(香川県美術品取得基金の処理)
- 3 この条例の施行の際現に、前項の規定による廃止前の香川県美術品取得基金条例により設置された香川県美術品取得基金に属する現金は、第25条第1項の規定により積み立てた香川県文化芸術振興基金に属する現金とみなす。
(附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例の一部改正)
- 4 附属機関を構成する委員その他の構成員の報酬等に関する条例(昭和32年香川県条例第43号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

2 香川県文化芸術振興審議会委員名簿

(任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

氏 名	所 属 等	備 考
大山まゆみ	ピアノ奏者 香川短期大学講師	
久保 月	(株)t a o.代表取締役 IKUNAS 発行人	
武田真由美	公認会計士	
田中 健二	香川大学名誉教授	
佃 昌道	高松大学・高松短期大学長	会長
中村 讓	尾道市立大学芸術文化学部長	
橋本 和幸	東京藝術大学美術学部教授	
藤岡実佐子	帝國製薬(株)代表取締役社長	
水谷 未起	高松丸亀町まちづくり(株)ゼネラルマネージャー	
村上 良枝	(一社)香川県建築士会理事	
山内康二郎	高松市芸術団体協議会事務局長	
山下 義人	重要無形文化財(蒟醬)保持者	
若井 健司	香川大学教育学部副学部長 声楽家 四国二期会理事長	会長職務代理者

(敬称略 五十音順)

【文化芸術についてのアンケート】

調査期間 R4.6.1 ~ R4.6.14
回答率 87.7% 回答者数 279人

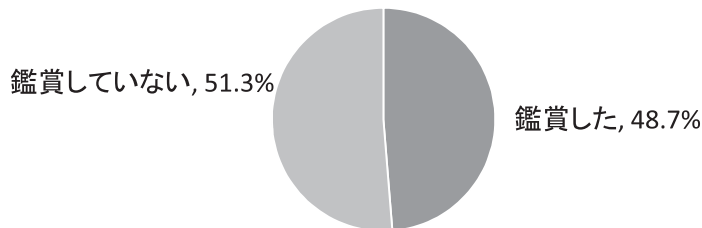
アンケートの趣旨

香川県では、平成19年12月に、心豊かで活力あふれる香川を創造することを目指して、「文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり条例」を制定するとともに、平成20年を文化芸術振興元年として位置付け、文化芸術を振興するために重点的に取り組む事業などを明らかにした「香川県文化芸術振興計画」を策定しました。

現在は、平成30年度からの第3期計画（平成30年度～令和4年度）に沿って、文化芸術の振興のための施策を進めており、計画の進捗状況の参考とするためにご協力をお願いします。

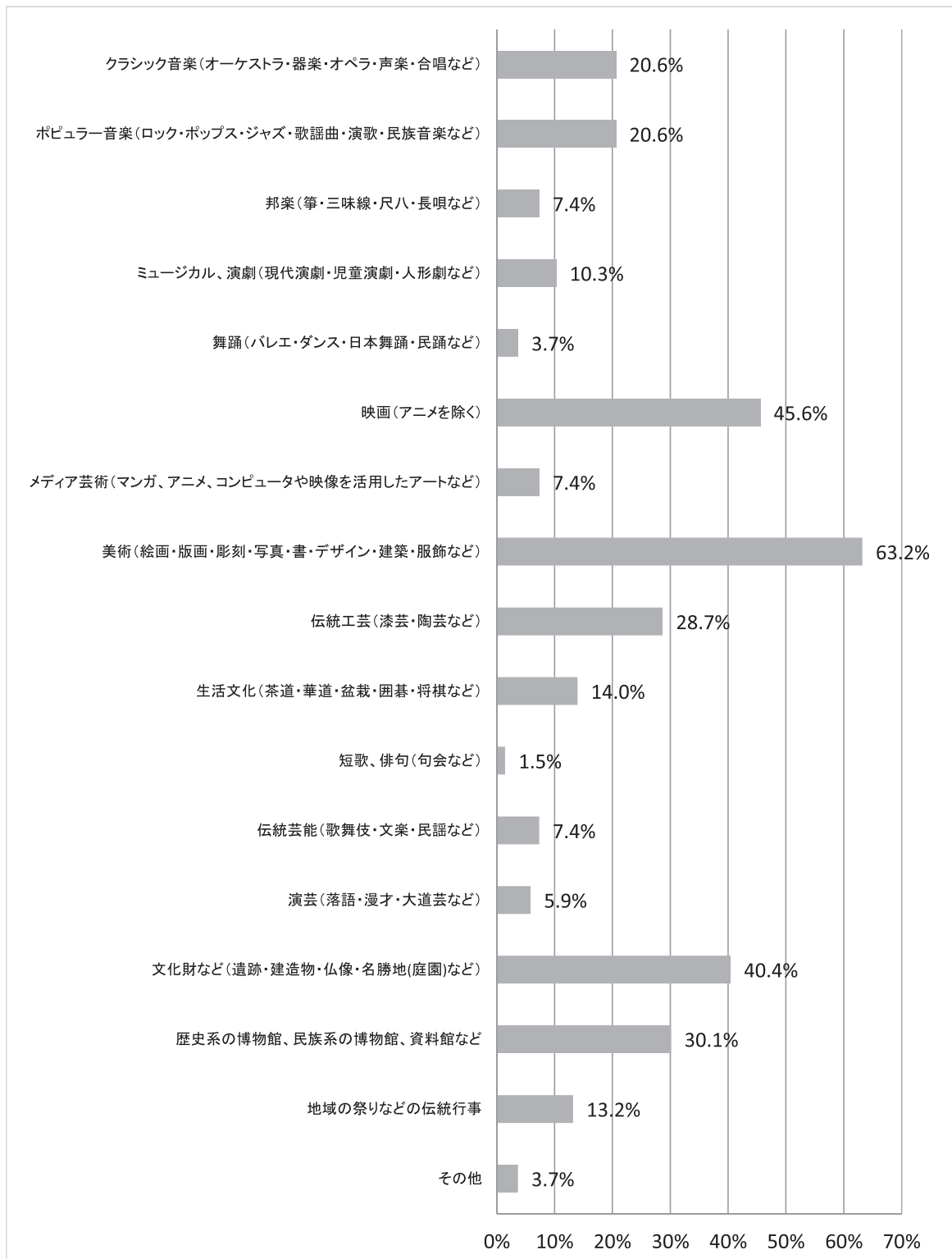
〔問1〕 あなたは、昨年1年間で、会場で直接、文化芸術鑑賞をされましたか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
鑑賞した	136	48.7%
鑑賞していない	143	51.3%
計	279	100.0%



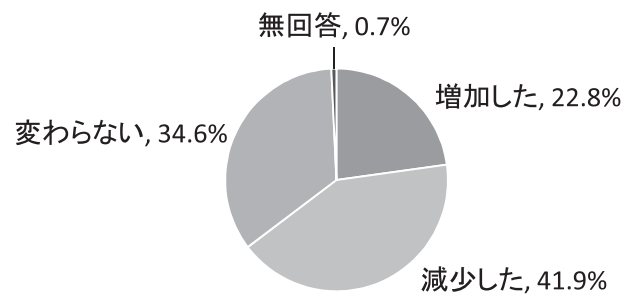
〔問1-1〕 問1で「鑑賞した」と答えた方にお伺いします。
鑑賞内容について、あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

選択肢	回答者数 136	
	回答者数	構成比
クラシック音楽(オーケストラ・器楽・オペラ・声楽・合唱など)	28	20.6%
ポピュラー音楽(ロック・ポップス・ジャズ・歌謡曲・演歌・民族音楽など)	28	20.6%
邦楽(箏・三味線・尺八・長唄など)	10	7.4%
ミュージカル、演劇(現代演劇・児童演劇・人形劇など)	14	10.3%
舞踊(バレエ・ダンス・日本舞踊・民踊など)	5	3.7%
映画(アニメを除く)	62	45.6%
メディア芸術(マンガ、アニメ、コンピュータや映像を活用したアートなど)	10	7.4%
美術(絵画・版画・彫刻・写真・書・デザイン・建築・服飾など)	86	63.2%
伝統工芸(漆芸・陶芸など)	39	28.7%
生活文化(茶道・華道・盆栽・囲碁・将棋など)	19	14.0%
短歌、俳句(句会など)	2	1.5%
伝統芸能(歌舞伎・文楽・民謡など)	10	7.4%
演芸(落語・漫才・大道芸など)	8	5.9%
文化財など(遺跡・建造物・仏像・名勝地(庭園)など)	55	40.4%
歴史系の博物館、民族系の博物館、資料館など	41	30.1%
地域の祭りなどの伝統行事	18	13.2%
その他	5	3.7%



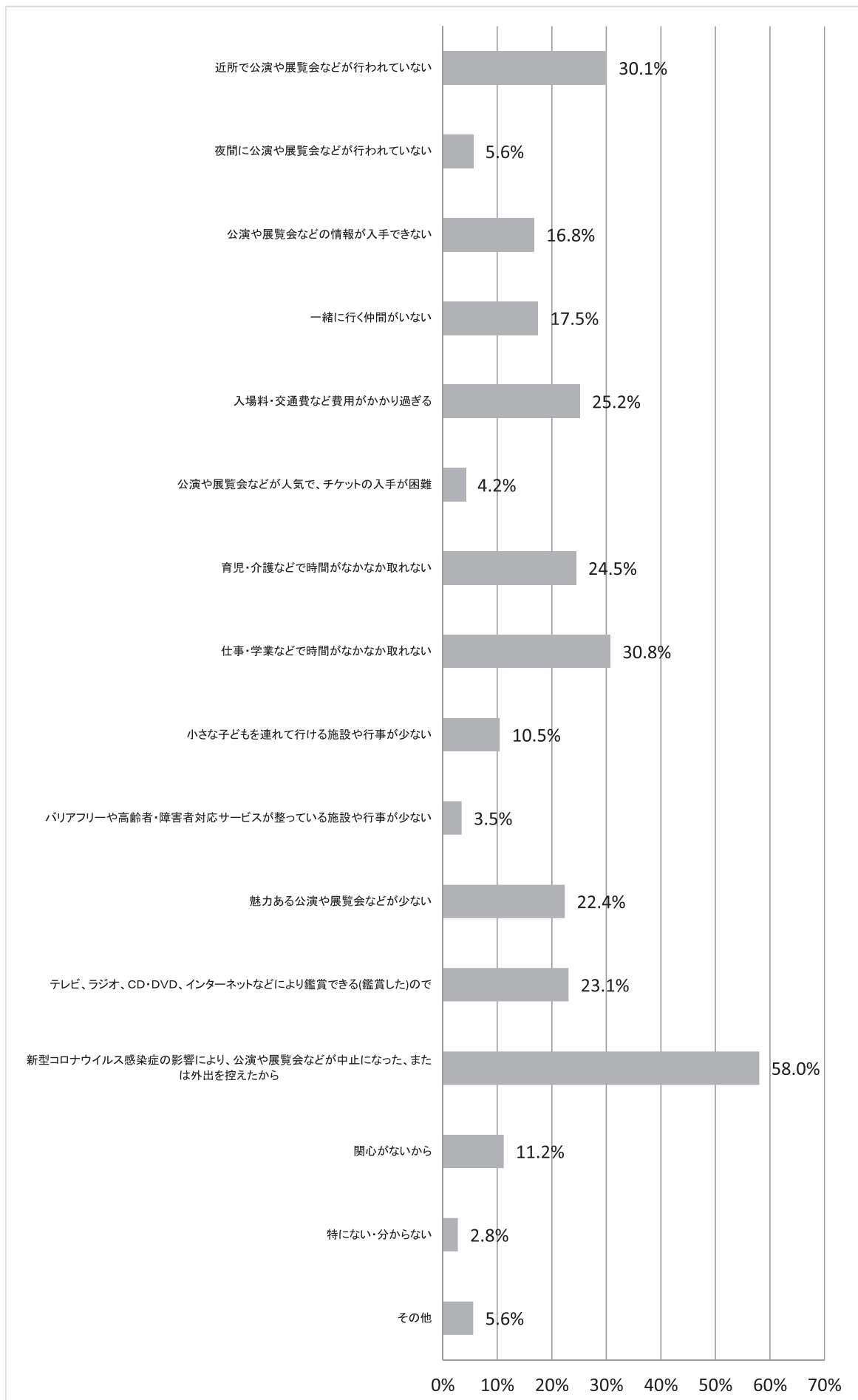
〔問1-2〕 問1で「鑑賞した」と答えた方にお伺いします。
一昨年（2020年）と比べて、文化芸術鑑賞の頻度は増加しましたか、減少しましたか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
増加した	31	22.8%
減少した	57	41.9%
変わらない	47	34.6%
無回答	1	0.7%
計	136	100.0%



〔問2〕 問1で「鑑賞していない」と答えた方にお伺いします。
鑑賞していない理由について、あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

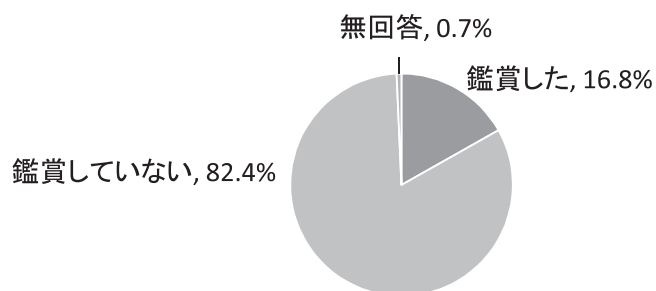
選択肢	回答者数 143	
	回答者数	構成比
近所で公演や展覧会などが行われていない	43	30.1%
夜間に公演や展覧会などが行われていない	8	5.6%
公演や展覧会などの情報が入手できない	24	16.8%
一緒に行く仲間がいない	25	17.5%
入場料・交通費など費用がかかり過ぎる	36	25.2%
公演や展覧会などが人気で、チケットの入手が困難	6	4.2%
育児・介護などで時間がなかなか取れない	35	24.5%
仕事・学業などで時間がなかなか取れない	44	30.8%
小さな子どもを連れて行ける施設や行事が少ない	15	10.5%
バリアフリーや高齢者・障害者対応サービスが整っている施設や行事が少ない	5	3.5%
魅力ある公演や展覧会などが少ない	32	22.4%
テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネットなどにより鑑賞できる(鑑賞した)ので	33	23.1%
新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展覧会などが中止になった、または外出を控えたから	83	58.0%
関心がないから	16	11.2%
特にない・分からない	4	2.8%
その他	8	5.6%



〔問3〕 あなたは、昨年1年間にオンライン配信で文化芸術鑑賞をしたものがありますか。次の中から1つだけ選んでください。

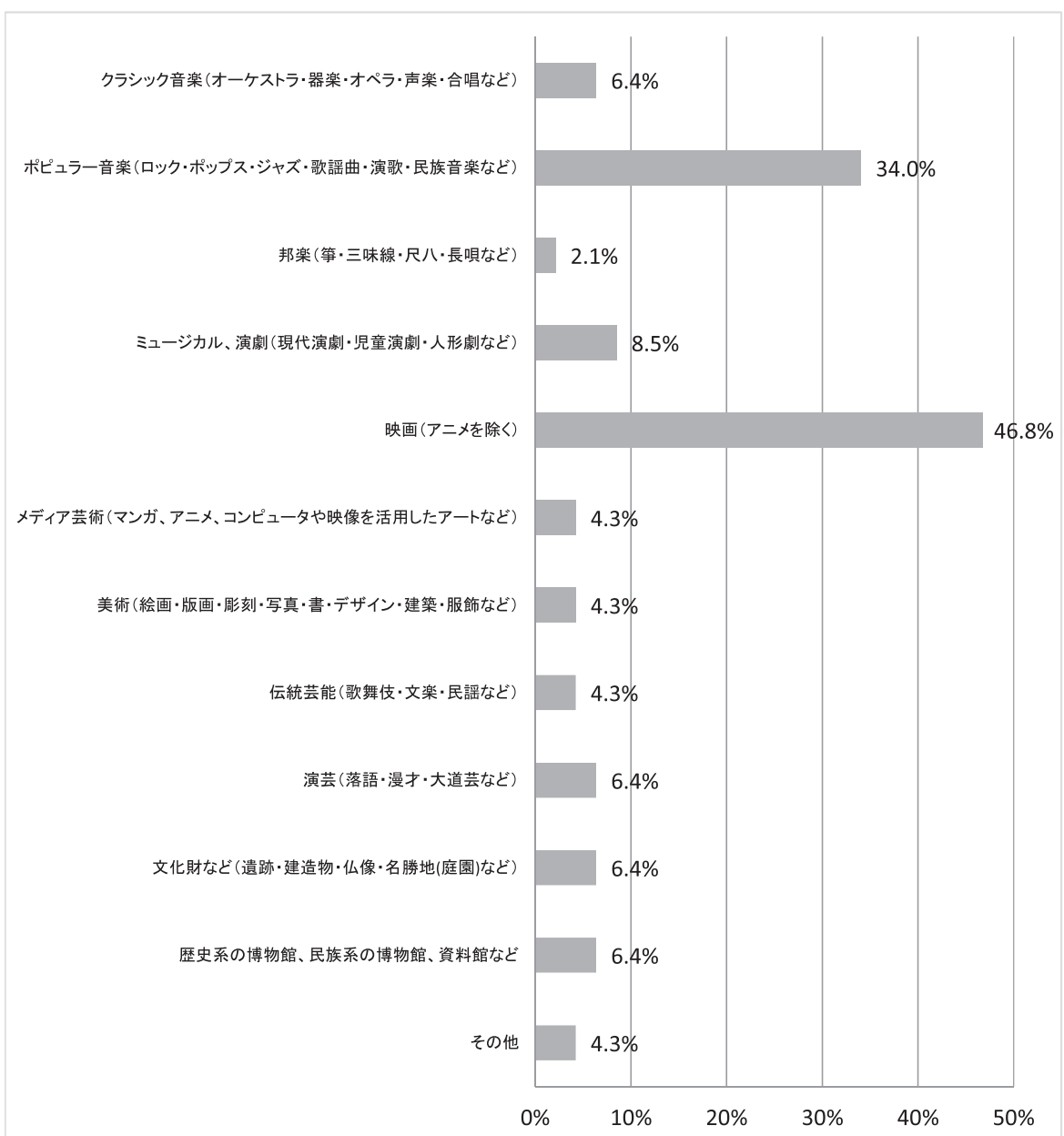
注：有料（月額またはチケット購入など）、無料にかかわらず、オンライン配信を通じて鑑賞したものです。TVで放映されたものや、DVDなどで鑑賞したものは除きます。

選択肢	回答者数	構成比
鑑賞した	47	16.8%
鑑賞していない	230	82.4%
無回答	2	0.7%
計	279	100.0%



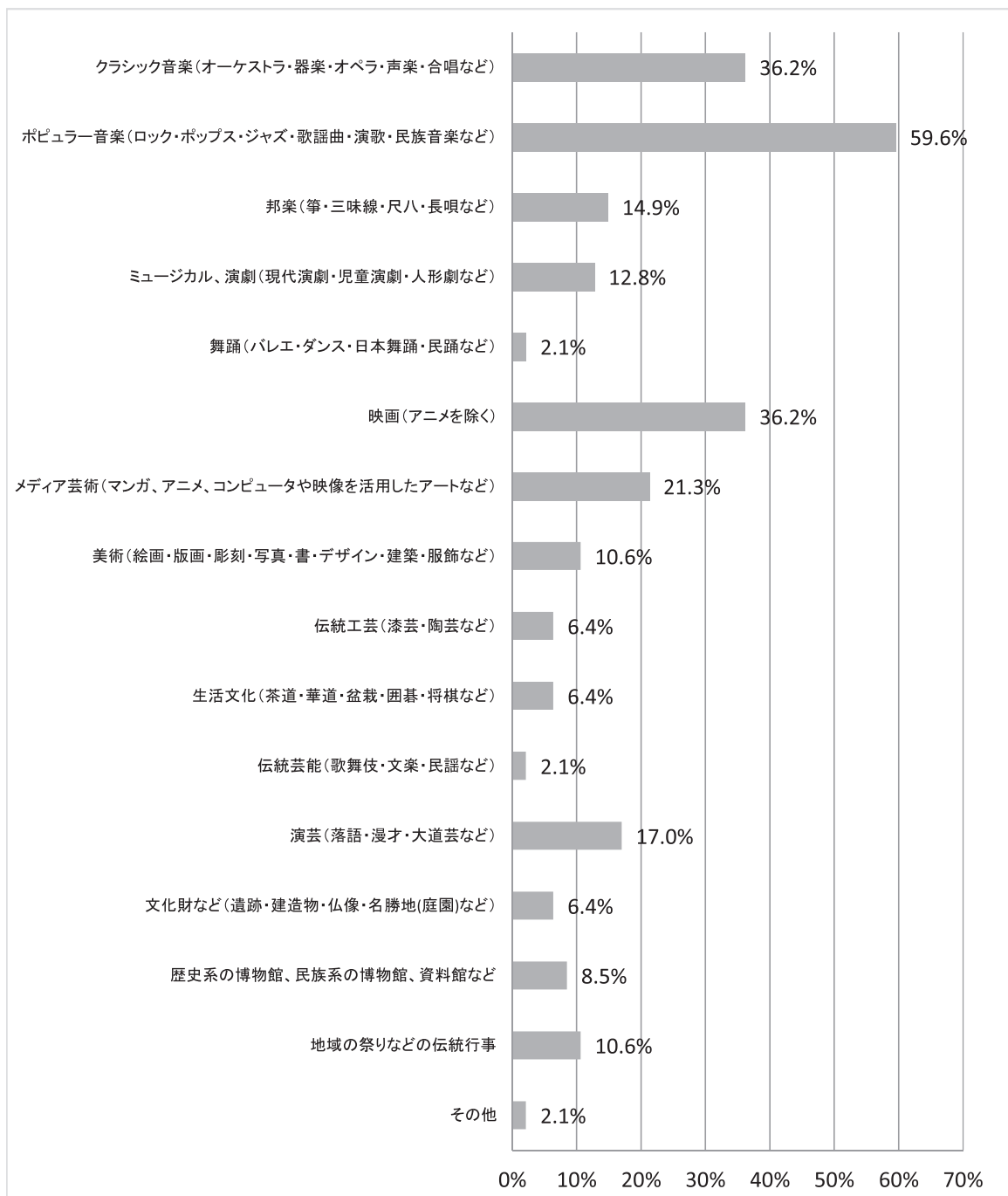
〔問3-1 (※有料)〕 問3で「鑑賞した」と答えた方にお伺いします。
 鑑賞内容について、あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。
 ※…有料：サブスクリプション方式による配信や、視聴チケット購入によるオンライン・アーカイブ配信

選択肢	回答者数 47	
	回答者数	構成比
クラシック音楽(オーケストラ・器楽・オペラ・声楽・合唱など)	3	6.4%
ポピュラー音楽(ロック・ポップス・ジャズ・歌謡曲・演歌・民族音楽など)	16	34.0%
邦楽(箏・三味線・尺八・長唄など)	1	2.1%
ミュージカル、演劇(現代演劇・児童演劇・人形劇など)	4	8.5%
映画(アニメを除く)	22	46.8%
メディア芸術(マンガ、アニメ、コンピュータや映像を活用したアートなど)	2	4.3%
美術(絵画・版画・彫刻・写真・書・デザイン・建築・服飾など)	2	4.3%
伝統芸能(歌舞伎・文楽・民謡など)	2	4.3%
演芸(落語・漫才・大道芸など)	3	6.4%
文化財など(遺跡・建造物・仏像・名勝地(庭園)など)	3	6.4%
歴史系の博物館、民族系の博物館、資料館など	3	6.4%
その他	2	4.3%



〔問3-1 (※無料)〕 問3で「鑑賞した」と答えた方にお伺いします。
 鑑賞内容について、あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。
 ※…無料：動画共有サイト（YouTubeなど）や、施設・団体などが行うオンライン上での展示の鑑賞・視聴など

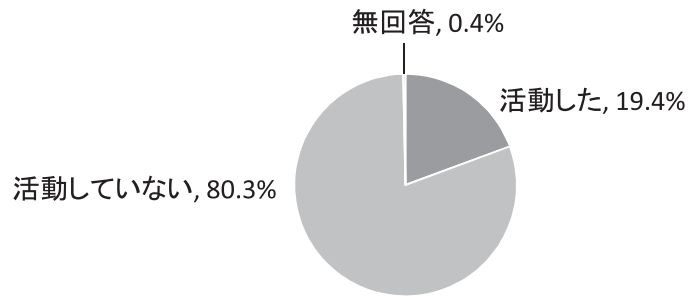
	回答者数	47
選択肢	回答者数	構成比
クラシック音楽(オーケストラ・器楽・オペラ・声楽・合唱など)	17	36.2%
ポピュラー音楽(ロック・ポップス・ジャズ・歌謡曲・演歌・民族音楽など)	28	59.6%
邦楽(箏・三味線・尺八・長唄など)	7	14.9%
ミュージカル、演劇(現代演劇・児童演劇・人形劇など)	6	12.8%
舞踊(バレエ・ダンス・日本舞踊・民踊など)	1	2.1%
映画(アニメを除く)	17	36.2%
メディア芸術(マンガ、アニメ、コンピュータや映像を活用したアートなど)	10	21.3%
美術(絵画・版画・彫刻・写真・書・デザイン・建築・服飾など)	5	10.6%
伝統工芸(漆芸・陶芸など)	3	6.4%
生活文化(茶道・華道・盆栽・囲碁・将棋など)	3	6.4%
伝統芸能(歌舞伎・文楽・民謡など)	1	2.1%
演芸(落語・漫才・大道芸など)	8	17.0%
文化財など(遺跡・建造物・仏像・名勝地(庭園)など)	3	6.4%
歴史系の博物館、民族系の博物館、資料館など	4	8.5%
地域の祭りなどの伝統行事	5	10.6%
その他	1	2.1%



〔問4〕 あなたは、昨年1年間で文化芸術活動をされましたか。次の中から1つだけ選んでください。

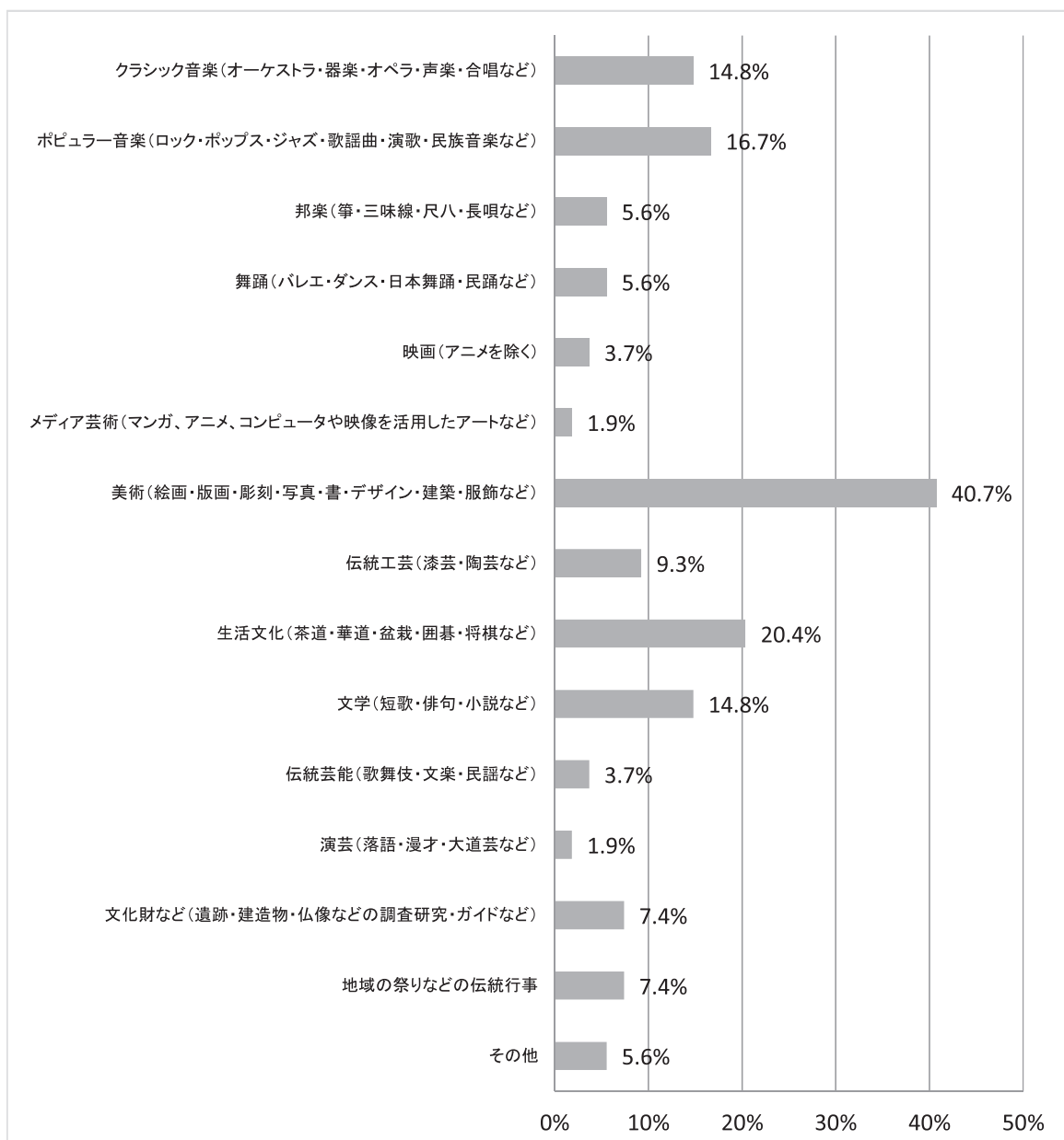
注：鑑賞のみの場合は含みませんが、いわゆる「習いごと」は含みます。

選択肢	回答者数	構成比
活動した	54	19.4%
活動していない	224	80.3%
無回答	1	0.4%
計	279	100.0%



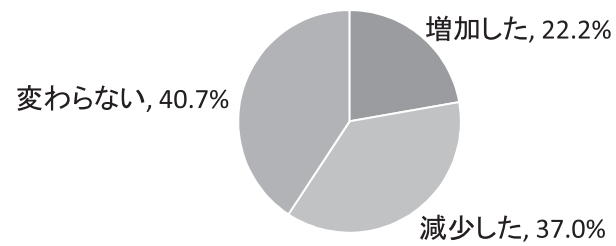
〔問４－１〕 問４で「活動した」と答えた方にお伺いします。
活動内容について、あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

選択肢	回答者数 54	
	回答者数	構成比
クラシック音楽(オーケストラ・器楽・オペラ・声楽・合唱など)	8	14.8%
ポピュラー音楽(ロック・ポップス・ジャズ・歌謡曲・演歌・民族音楽など)	9	16.7%
邦楽(箏・三味線・尺八・長唄など)	3	5.6%
舞踊(バレエ・ダンス・日本舞踊・民踊など)	3	5.6%
映画(アニメを除く)	2	3.7%
メディア芸術(マンガ、アニメ、コンピュータや映像を活用したアートなど)	1	1.9%
美術(絵画・版画・彫刻・写真・書・デザイン・建築・服飾など)	22	40.7%
伝統工芸(漆芸・陶芸など)	5	9.3%
生活文化(茶道・華道・盆栽・囲碁・将棋など)	11	20.4%
文学(短歌・俳句・小説など)	8	14.8%
伝統芸能(歌舞伎・文楽・民謡など)	2	3.7%
演芸(落語・漫才・大道芸など)	1	1.9%
文化財など(遺跡・建造物・仏像などの調査研究・ガイドなど)	4	7.4%
地域の祭りなどの伝統行事	4	7.4%
その他	3	5.6%



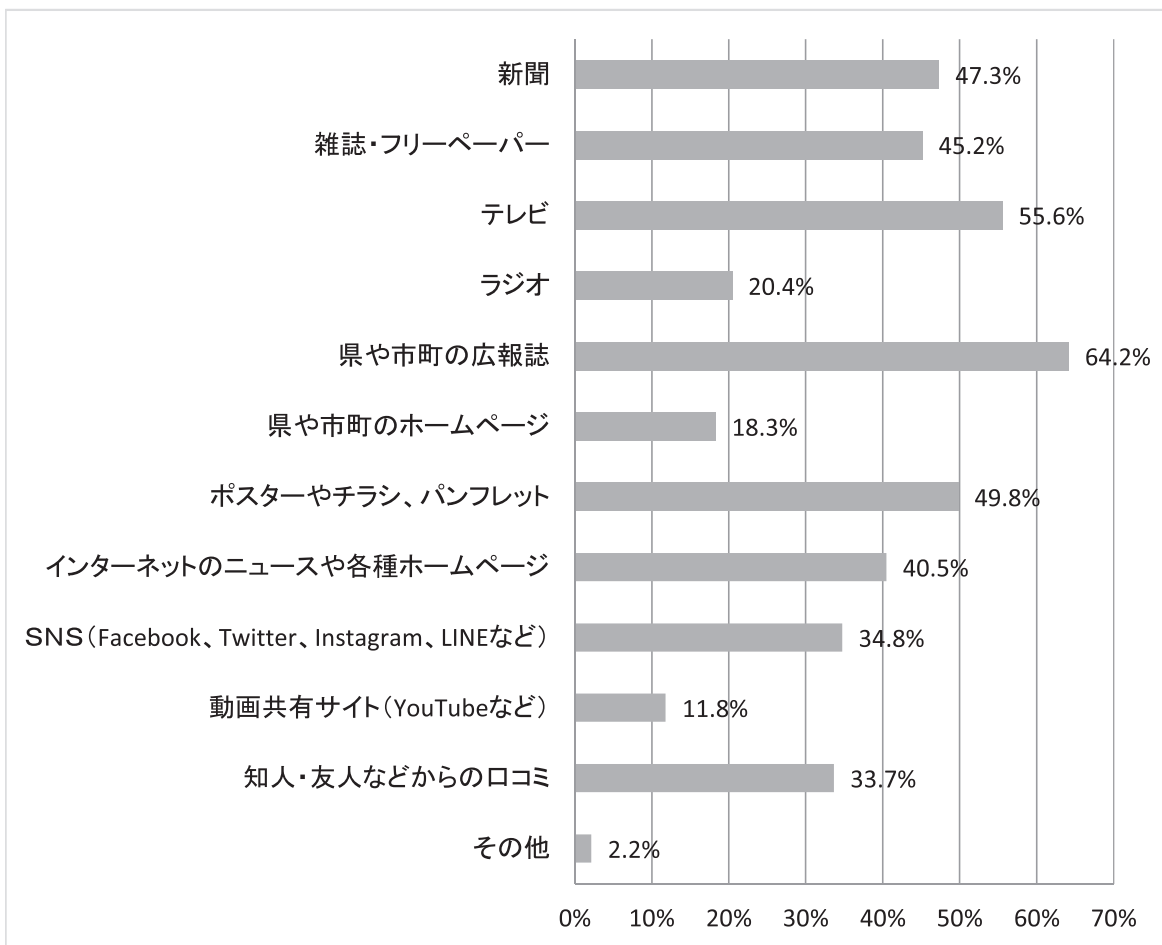
〔問4-2〕 問4で「活動した」と答えた方にお伺いします。
一昨年（2020年）と比べて、文化芸術活動の頻度は、増加しましたか、減少しましたか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
増加した	12	22.2%
減少した	20	37.0%
変わらない	22	40.7%
計	54	100.0%



〔問5〕 あなたは普段、文化芸術に関する情報をどのような媒体で入手していますか。あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

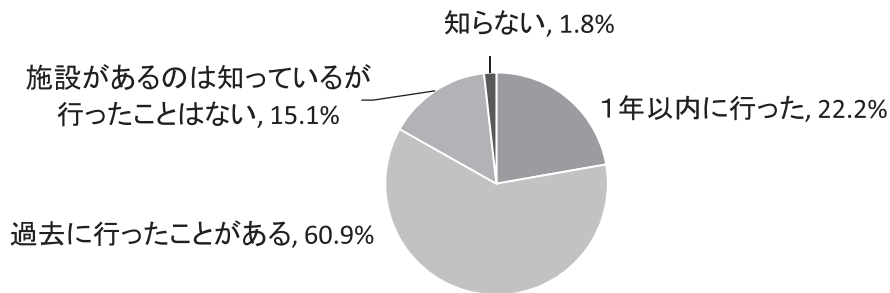
選択肢	回答者数 279	
	回答者数	構成比
新聞	132	47.3%
雑誌・フリーペーパー	126	45.2%
テレビ	155	55.6%
ラジオ	57	20.4%
県や市町の広報誌	179	64.2%
県や市町のホームページ	51	18.3%
ポスターやチラシ、パンフレット	139	49.8%
インターネットのニュースや各種ホームページ	113	40.5%
SNS (Facebook、Twitter、Instagram、LINEなど)	97	34.8%
動画共有サイト (YouTubeなど)	33	11.8%
知人・友人などからの口コミ	94	33.7%
その他	6	2.2%



〔問6〕 県有施設の利用などについてお伺いします。次の中からそれぞれ1つだけ選んで○をつけてください。

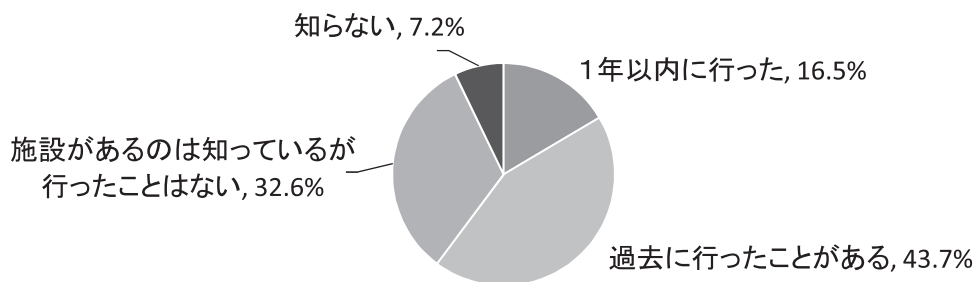
(1) 香川県県民ホール(レクザムホール:高松市玉藻町)
 ※平成27年度までの愛称は「アルファあなぶきホール」

選択肢	回答者数	構成比
1年以内に行った	62	22.2%
過去に行ったことがある	170	60.9%
施設があるのは知っているが行ったことはない	42	15.1%
知らない	5	1.8%
計	279	100.0%



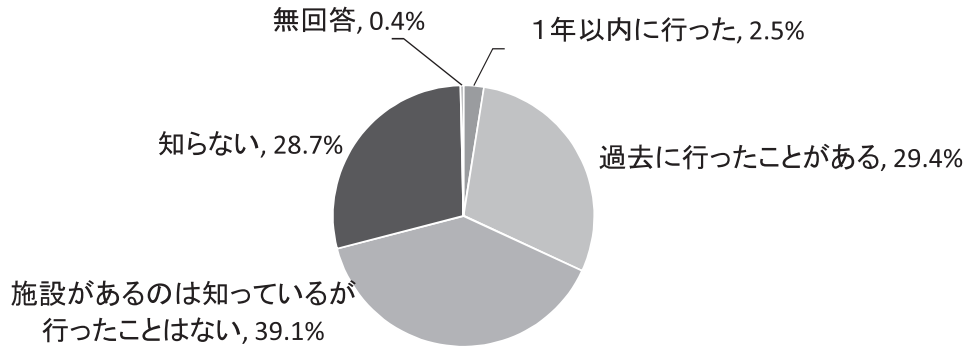
(2) 香川県立ミュージアム(高松市玉藻町)
 ※平成20年3月までの名称は「香川県歴史博物館」

選択肢	回答者数	構成比
1年以内に行った	46	16.5%
過去に行ったことがある	122	43.7%
施設があるのは知っているが行ったことはない	91	32.6%
知らない	20	7.2%
計	279	100.0%



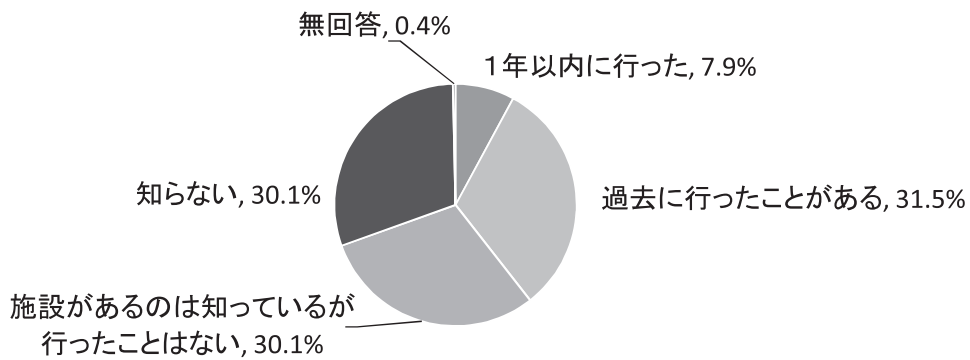
(3) 瀬戸内海歴史民俗資料館(高松市亀水町 県立ミュージアム分館)

選択肢	回答者数	構成比
1年以内に行った	7	2.5%
過去に行ったことがある	82	29.4%
施設があるのは知っているが行ったことはない	109	39.1%
知らない	80	28.7%
無回答	1	0.4%
計	279	100.0%



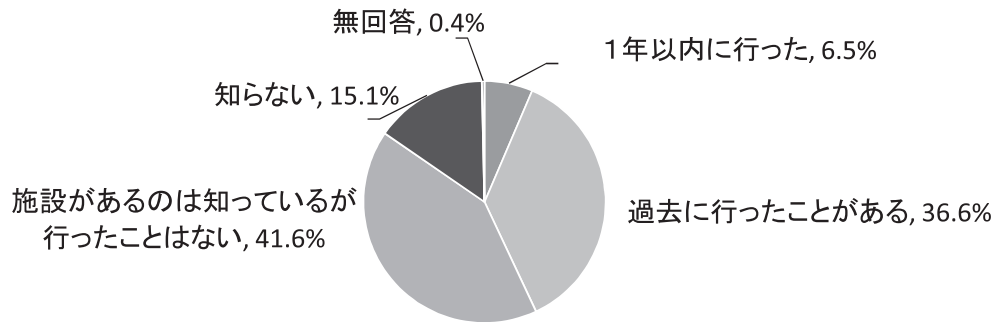
(4) 香川県文化会館(高松市番町 県立ミュージアム分館)

選択肢	回答者数	構成比
1年以内に行った	22	7.9%
過去に行ったことがある	88	31.5%
施設があるのは知っているが行ったことはない	84	30.1%
知らない	84	30.1%
無回答	1	0.4%
計	279	100.0%



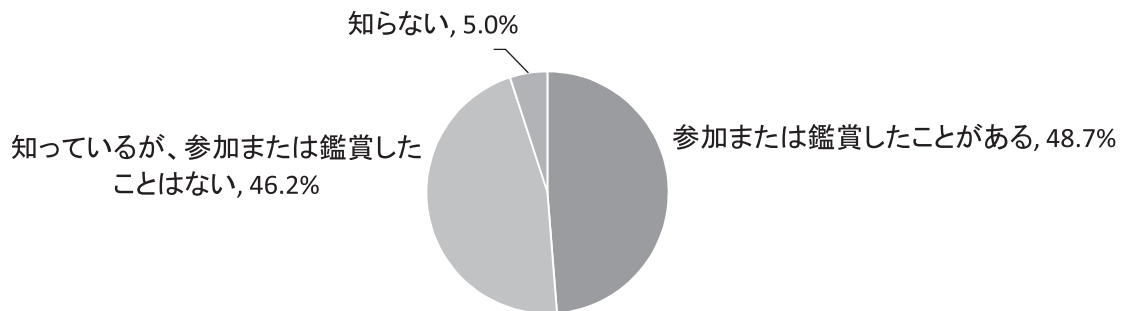
(5) 東山魁夷せとうち美術館(坂出市沙弥島)

選択肢	回答者数	構成比
1年以内に行った	18	6.5%
過去に行ったことがある	102	36.6%
施設があるのは知っているが行ったことはない	116	41.6%
知らない	42	15.1%
無回答	1	0.4%
計	279	100.0%



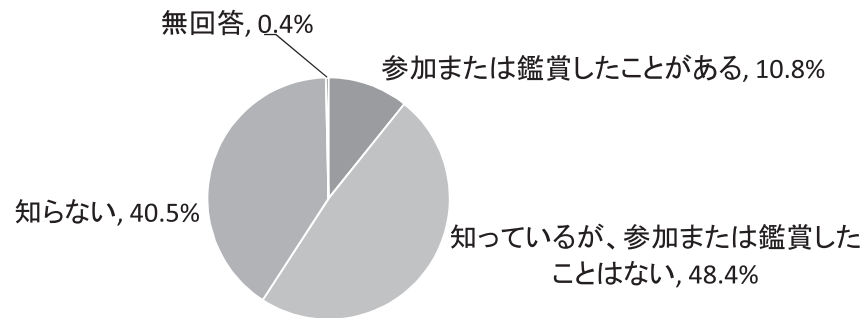
〔問7〕 「瀬戸内国際芸術祭」をご存じですか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。

選択肢	回答者数	構成比
参加または鑑賞したことがある	136	48.7%
知っているが、参加または鑑賞したことはない	129	46.2%
知らない	14	5.0%
計	279	100.0%



〔問8〕 「かがわ文化芸術祭」をご存じですか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。

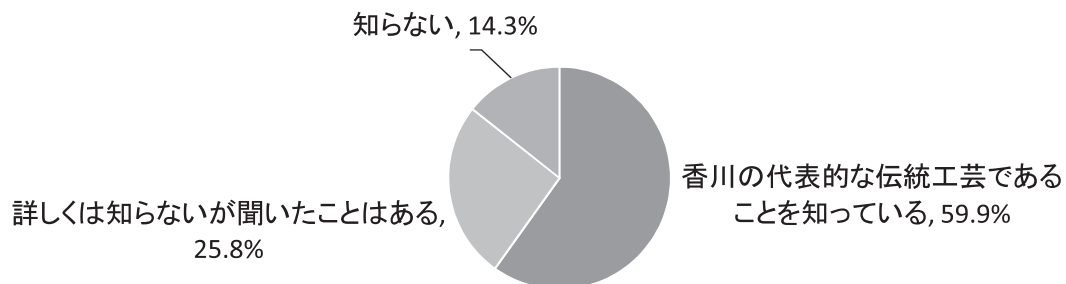
選択肢	回答者数	構成比
参加または鑑賞したことがある	30	10.8%
知っているが、参加または鑑賞したことはない	135	48.4%
知らない	113	40.5%
無回答	1	0.4%
計	279	100.0%



〔問9〕 「香川漆芸」についてお伺いします。次の中からそれぞれ1つだけ選んで○をつけてください。

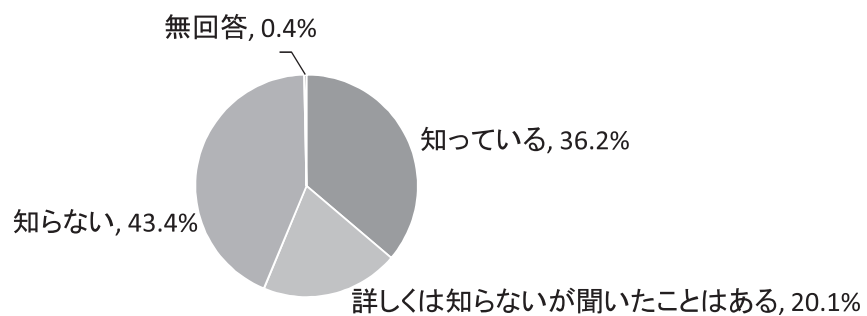
(1) 「香川漆芸」が、県内に重要無形文化財保持者(人間国宝)を有し、高度で洗練され独自の技法を有する、香川の代表的な伝統工芸であることをご存じですか。

選択肢	回答者数	構成比
香川の代表的な伝統工芸であることを知っている	167	59.9%
詳しくは知らないが聞いたことはある	72	25.8%
知らない	40	14.3%
計	279	100.0%



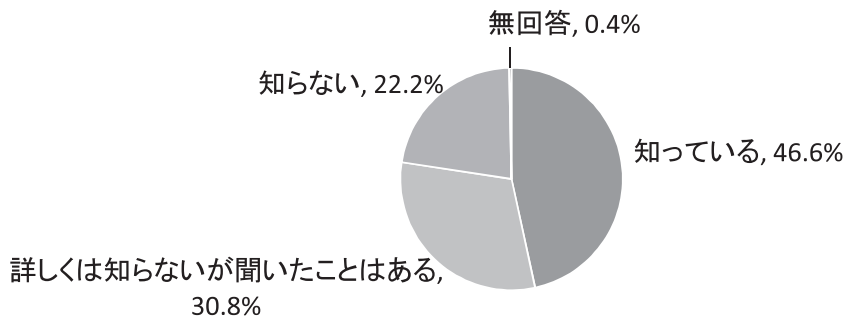
(2) 「香川漆芸」の後継者の育成と技術の向上を目的とする香川県の施設として、「香川県漆芸研究所」があることをご存じですか。

選択肢	回答者数	構成比
知っている	101	36.2%
詳しくは知らないが聞いたことはある	56	20.1%
知らない	121	43.4%
無回答	1	0.4%
計	279	100.0%



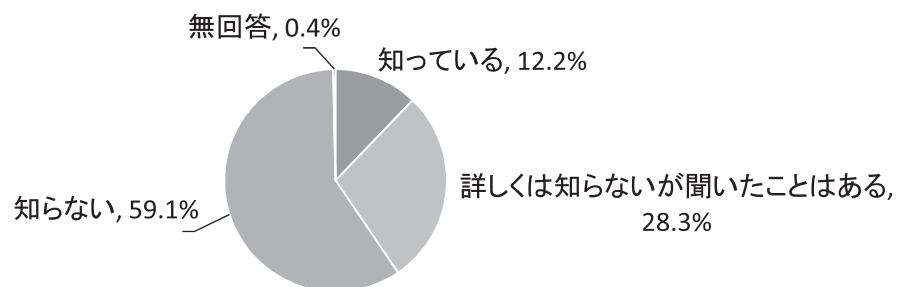
〔問10〕 香川県は他の3県などと連携し、「四国遍路」の世界遺産登録に向け活動しています。この取り組みをご存じですか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。

選択肢	回答者数	構成比
知っている	130	46.6%
詳しくは知らないが聞いたことはある	86	30.8%
知らない	62	22.2%
無回答	1	0.4%
計	279	100.0%



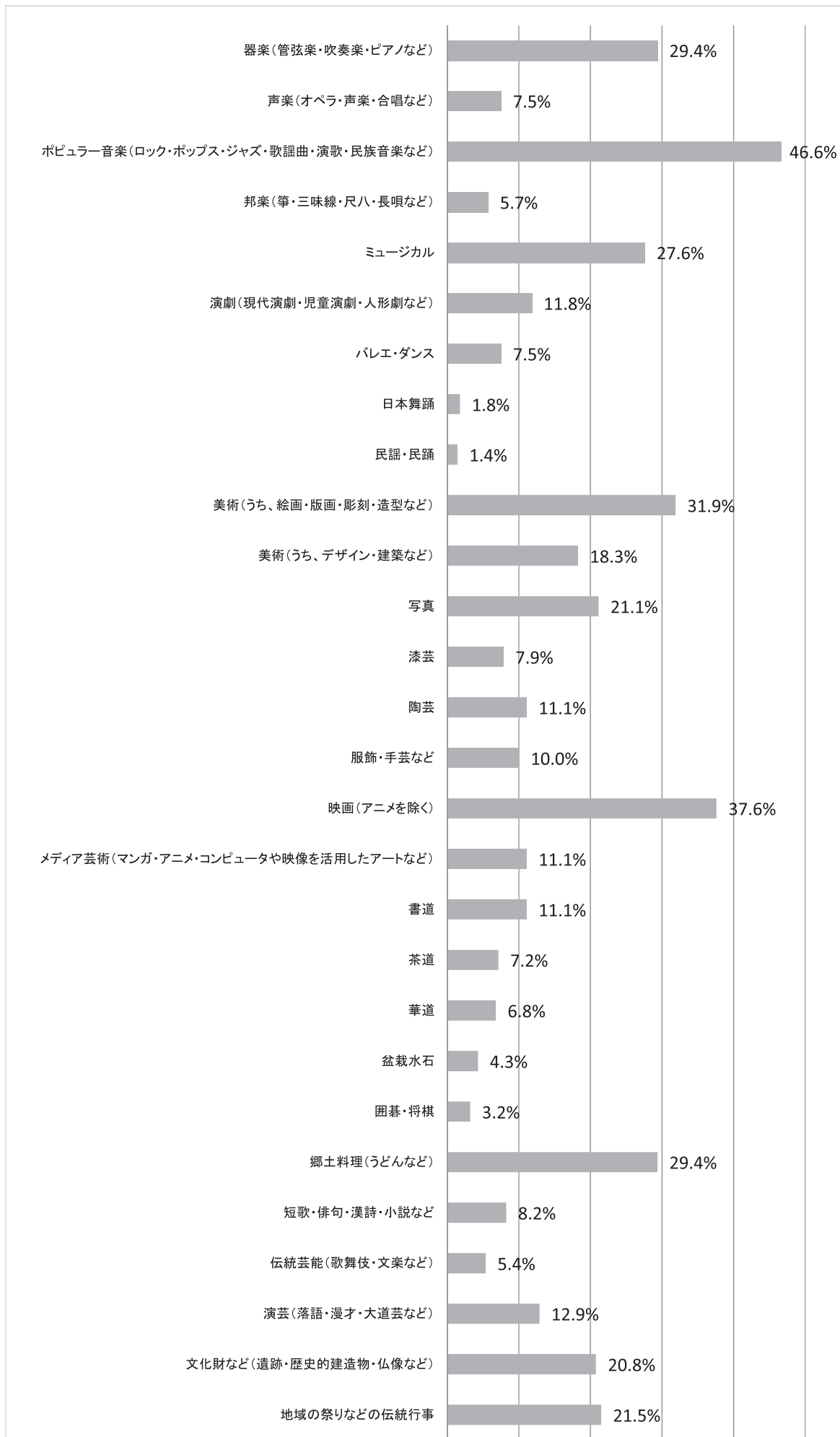
〔問11〕 香川県には、「四国遍路」をはじめ、丸亀市、土庄町、小豆島町の「石の島」、多度津町の「北前船寄港地」の3つの「日本遺産」があり、それぞれ地域活性化を図る取り組みを行っていることをご存じですか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。

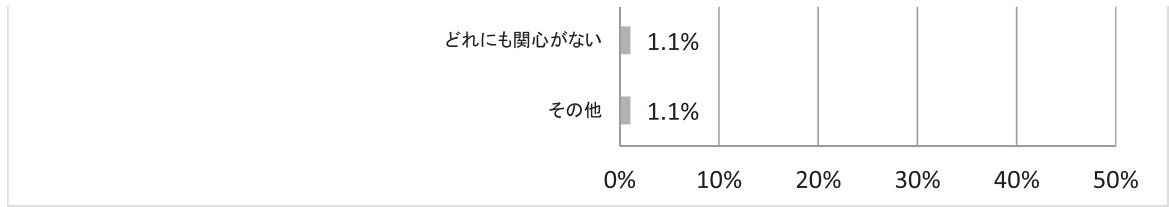
選択肢	回答者数	構成比
知っている	34	12.2%
詳しくは知らないが聞いたことはある	79	28.3%
知らない	165	59.1%
無回答	1	0.4%
計	279	100.0%



〔問12〕 次のうち、あなたが関心のあるものについて次の中から5つまで選んで○をつけてください。（関心がある項目が多い場合は、上位5つを選んでください。）

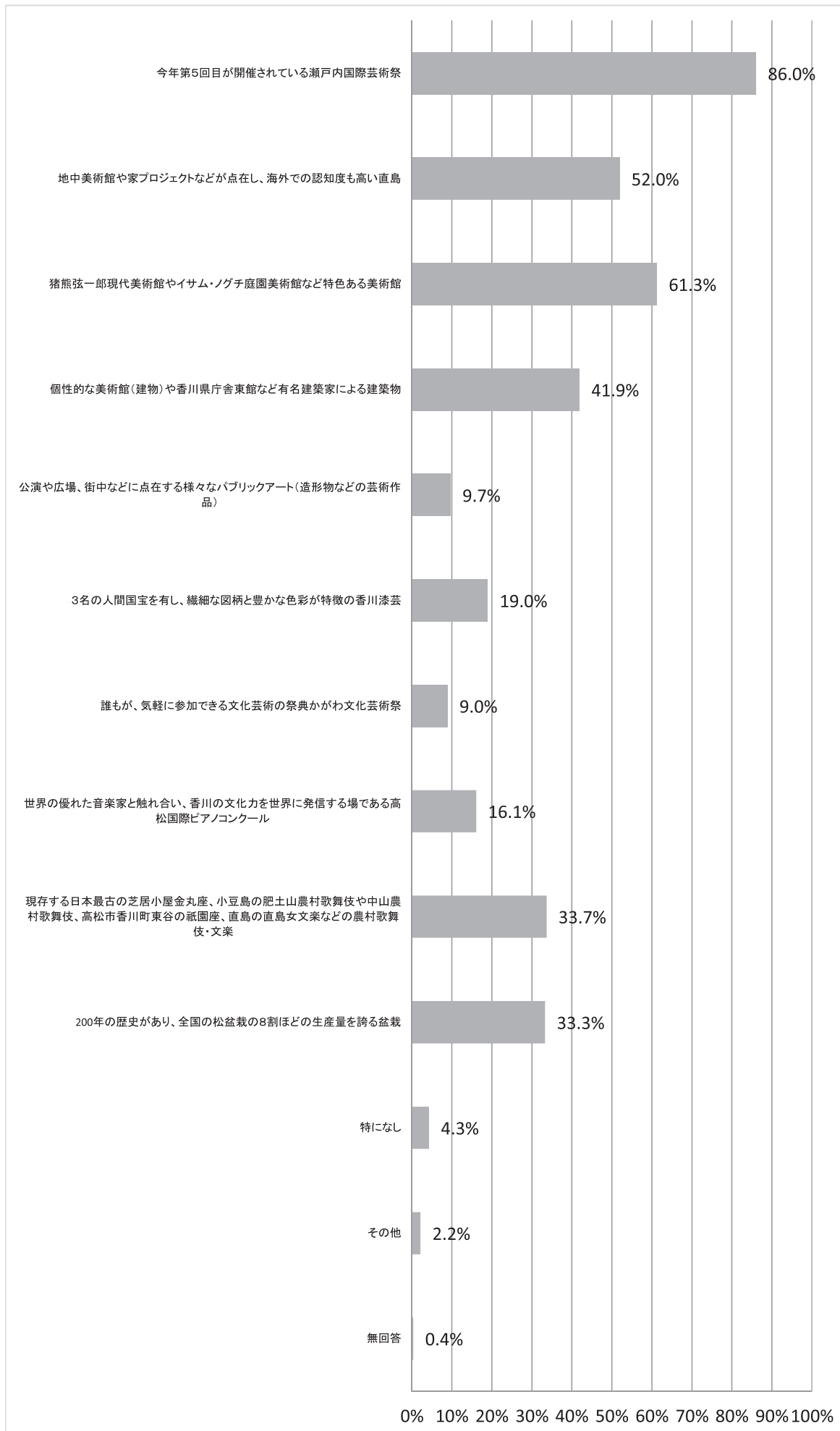
選択肢	回答者数 279	
	回答者数	構成比
器楽(管弦楽・吹奏楽・ピアノなど)	82	29.4%
声楽(オペラ・声楽・合唱など)	21	7.5%
ポピュラー音楽(ロック・ポップス・ジャズ・歌謡曲・演歌・民族音楽など)	130	46.6%
邦楽(箏・三味線・尺八・長唄など)	16	5.7%
ミュージカル	77	27.6%
演劇(現代演劇・児童演劇・人形劇など)	33	11.8%
バレエ・ダンス	21	7.5%
日本舞踊	5	1.8%
民謡・民踊	4	1.4%
美術(うち、絵画・版画・彫刻・造型など)	89	31.9%
美術(うち、デザイン・建築など)	51	18.3%
写真	59	21.1%
漆芸	22	7.9%
陶芸	31	11.1%
服飾・手芸など	28	10.0%
映画(アニメを除く)	105	37.6%
メディア芸術(マンガ・アニメ・コンピュータや映像を活用したアートなど)	31	11.1%
書道	31	11.1%
茶道	20	7.2%
華道	19	6.8%
盆栽水石	12	4.3%
囲碁・将棋	9	3.2%
郷土料理(うどんなど)	82	29.4%
短歌・俳句・漢詩・小説など	23	8.2%
伝統芸能(歌舞伎・文楽など)	15	5.4%
演芸(落語・漫才・大道芸など)	36	12.9%
文化財など(遺跡・歴史的建造物・仏像など)	58	20.8%
地域の祭りなどの伝統行事	60	21.5%
どれにも関心がない	3	1.1%
その他	3	1.1%





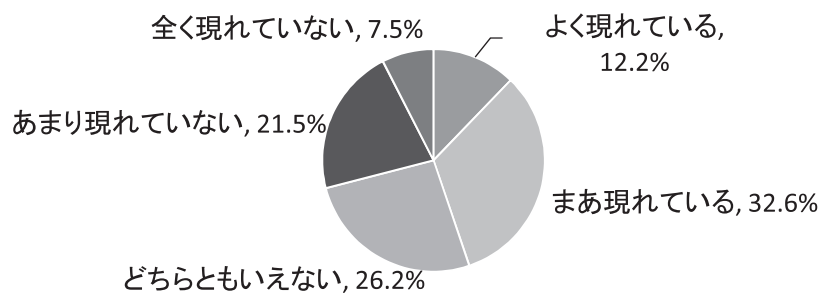
〔問13〕 「香川県の文化芸術」で連想するイメージを次の中から5つまで選んで○をつけてください。

選択肢	回答者数 279	
	回答者数	構成比
今年第5回目が開催されている瀬戸内国際芸術祭	240	86.0%
地中美術館や家プロジェクトなどが点在し、海外での認知度も高い直島	145	52.0%
猪熊弦一郎現代美術館やイサム・ノグチ庭園美術館など特色ある美術館	171	61.3%
個性的な美術館(建物)や香川県庁舎東館など有名建築家による建築物	117	41.9%
公演や広場、街中などに点在する様々なパブリックアート(造形物などの芸術作品)	27	9.7%
3名の人間国宝を有し、繊細な図柄と豊かな色彩が特徴の香川漆芸	53	19.0%
誰もが、気軽に参加できる文化芸術の祭典かがわ文化芸術祭	25	9.0%
世界の優れた音楽家と触れ合い、香川の文化力を世界に発信する場である高松国際ピアノコンクール	45	16.1%
現存する日本最古の芝居小屋金丸座、小豆島の肥土山農村歌舞伎や中山農村歌舞伎、高松市香川町東谷の祇園座、直島の直島女文楽などの農村歌舞伎・文楽	94	33.7%
200年の歴史があり、全国の松盆栽の8割ほどの生産量を誇る盆栽	93	33.3%
特になし	12	4.3%
その他	6	2.2%
無回答	1	0.4%



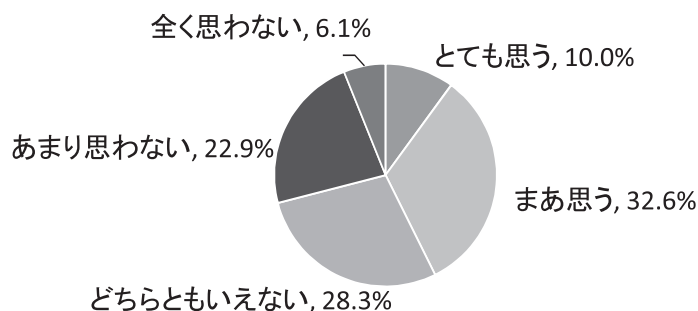
〔問14〕 あなたは、美術、音楽、文化財、現代アート、建築などの文化芸術を生かした活動が地域で行われることによって、お住まいの地域で、観光客が増えたり、暮らし始める方が出るなどの影響が現れていると思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
よく現れている	34	12.2%
まあ現れている	91	32.6%
どちらともいえない	73	26.2%
あまり現れていない	60	21.5%
全く現れていない	21	7.5%
計	279	100.0%



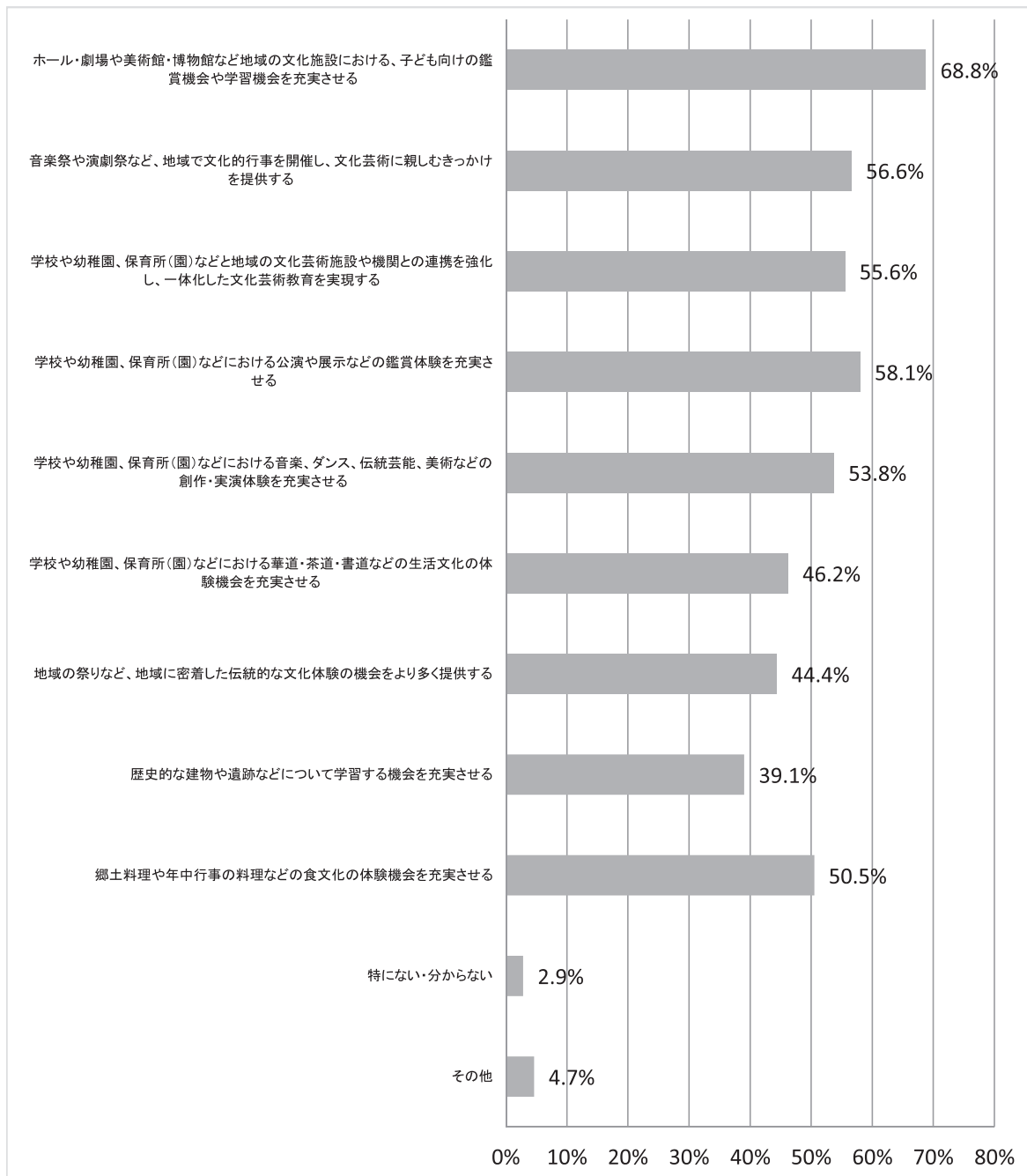
〔問15〕 あなたは、美術、音楽、文化財、現代アート、建築などの文化芸術を生かした活動が地域で行われることによって、お住まいの地域が「元気」になった、あるいは、魅力的な地域になったと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
とても思う	28	10.0%
まあ思う	91	32.6%
どちらともいえない	79	28.3%
あまり思わない	64	22.9%
全く思わない	17	6.1%
計	279	100.0%



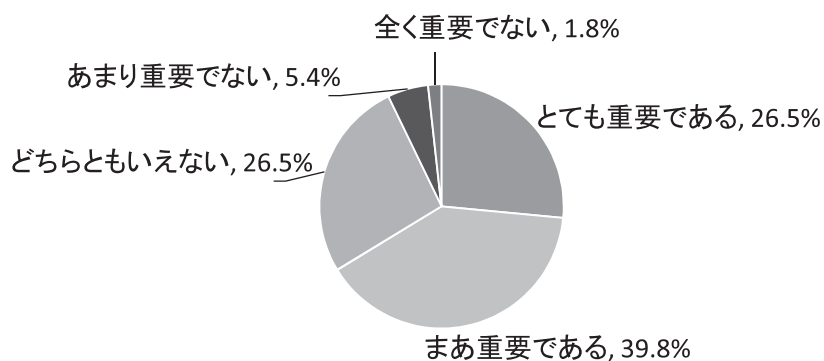
〔問16〕 あなたは、子どもが文化芸術により親しみやすくするために、何が重要だと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

選択肢	回答者数 279	
	回答者数	構成比
ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる	192	68.8%
音楽祭や演劇祭など、地域で文化的行事を開催し、文化芸術に親しむきっかけを提供する	158	56.6%
学校や幼稚園、保育所(園)などと地域の文化芸術施設や機関との連携を強化し、一体化した文化芸術教育を実現する	155	55.6%
学校や幼稚園、保育所(園)などにおける公演や展示などの鑑賞体験を充実させる	162	58.1%
学校や幼稚園、保育所(園)などにおける音楽、ダンス、伝統芸能、美術などの創作・実演体験を充実させる	150	53.8%
学校や幼稚園、保育所(園)などにおける華道・茶道・書道などの生活文化の体験機会を充実させる	129	46.2%
地域の祭りなど、地域に密着した伝統的な文化体験の機会をより多く提供する	124	44.4%
歴史的な建物や遺跡などについて学習する機会を充実させる	109	39.1%
郷土料理や年中行事の料理などの食文化の体験機会を充実させる	141	50.5%
特にない・分からない	8	2.9%
その他	13	4.7%



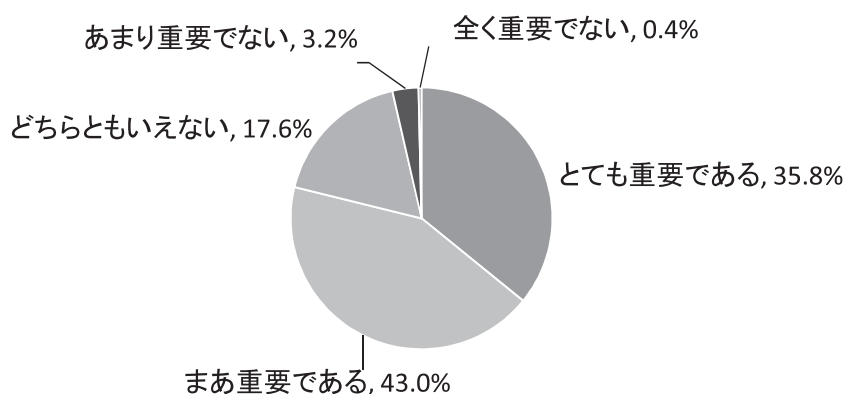
〔問17〕 新型コロナウイルス感染症の影響下での「文化芸術の振興」について、あなたのお考えとして最もあてはまるものを次の中から1つだけ選んでください。

選択肢	回答者数	構成比
とても重要である	74	26.5%
まあ重要である	111	39.8%
どちらともいえない	74	26.5%
あまり重要でない	15	5.4%
全く重要でない	5	1.8%
計	279	100.0%



〔問18〕 コロナ後の社会における「文化芸術の振興」について、あなたのお考えとして最もあてはまるものを次の中から1つだけ選んでください。

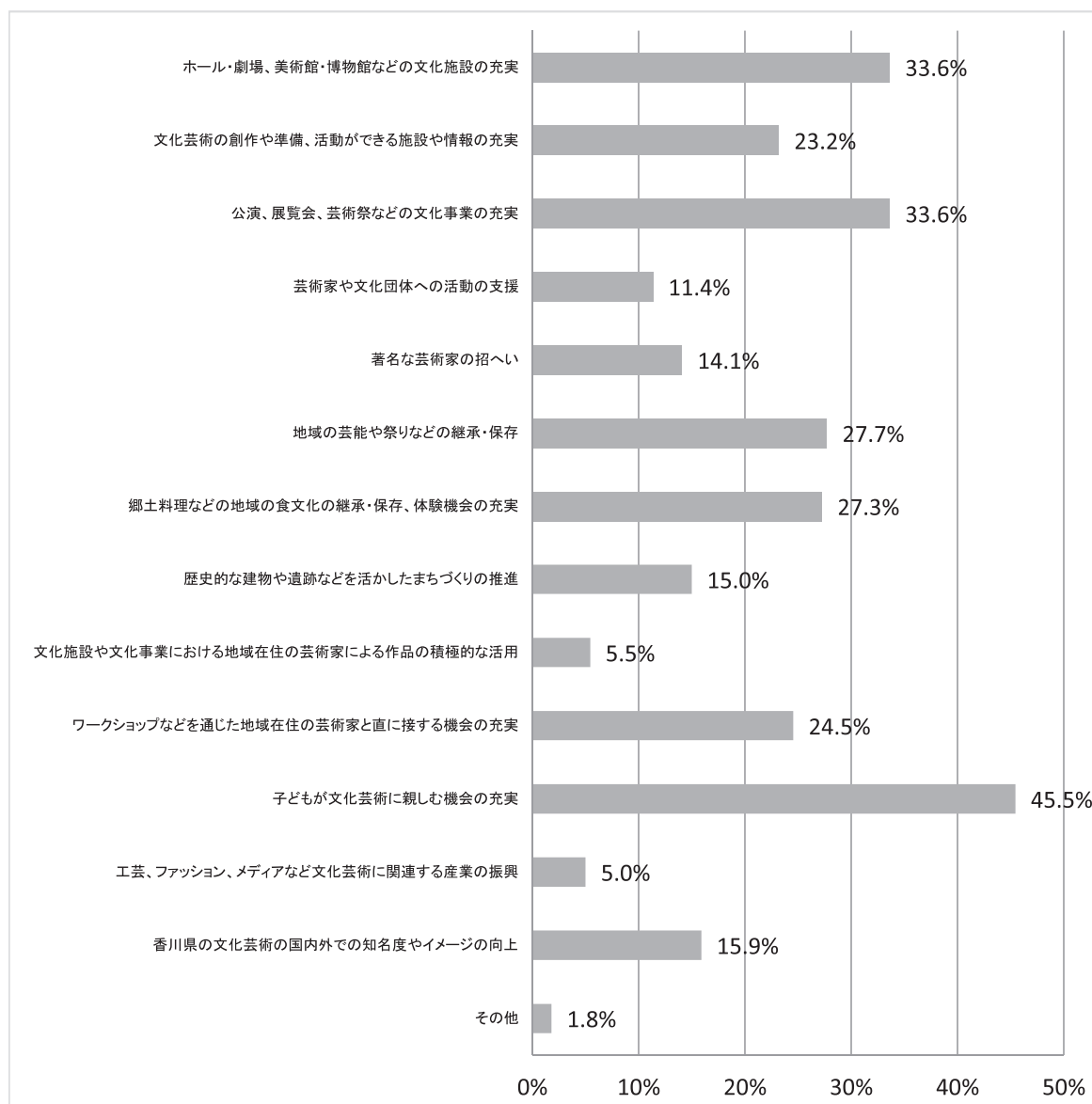
選択肢	回答者数	構成比
とても重要である	100	35.8%
まあ重要である	120	43.0%
どちらともいえない	49	17.6%
あまり重要でない	9	3.2%
全く重要でない	1	0.4%
計	279	100.0%



〔問18-1〕 問18で「とても重要である」または「まあ重要である」と答えた方にお伺いします。

コロナ後の社会における「文化芸術の振興」について、地域の文化的な環境を充実させるために、何が重要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

選択肢	回答者数	
	回答者数	構成比
ホール・劇場、美術館・博物館などの文化施設の充実	74	33.6%
文化芸術の創作や準備、活動ができる施設や情報の充実	51	23.2%
公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実	74	33.6%
芸術家や文化団体への活動の支援	25	11.4%
著名な芸術家の招へい	31	14.1%
地域の芸能や祭りなどの継承・保存	61	27.7%
郷土料理などの地域の食文化の継承・保存、体験機会の充実	60	27.3%
歴史的な建物や遺跡などを活かしたまちづくりの推進	33	15.0%
文化施設や文化事業における地域在住の芸術家による作品の積極的な活用	12	5.5%
ワークショップなどを通じた地域在住の芸術家と直に接する機会の充実	54	24.5%
子どもが文化芸術に親しむ機会の充実	100	45.5%
工芸、ファッション、メディアなど文化芸術に関連する産業の振興	11	5.0%
香川県の文化芸術の国内外での知名度やイメージの向上	35	15.9%
その他	4	1.8%



※ 表中の構成比は、四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合があります。

Kagawa Culture and Art Promotion Plan



香川県政策部文化芸術局文化振興課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL : 087-832-3784(ダイヤルイン)

FAX : 087-806-0238

E-mail : bunka@pref.kagawa.lg.jp

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>